

官報

號外 昭和十三年三月四日

○第七十三回 衆議院議事速記録第一十一號

昭和十三年三月三日(木曜日)

午後一時四十一分開議

議事日程 第二十號

昭和十三年三月三日

第一 暗和十二年法律第九十二號中改

正法律案(輸出入品ニ關スル臨時
措置ニ關スル件)(政府提出、貴族院
送付)

第一 暗和十二年法律第九十二號中改

正法律案(支那事變ニ關スル臨時軍

廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部

正法律案(支那事變ニ關スル臨時軍

廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部

事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)
(政府提出)

第一讀會

第九 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督
府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅

收入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時
軍事費特別會計ニ繰入ルコトニ關

スル法律案(政府提出)

第一讀會

第十 昭和十三年度一般會計歲出ノ財
源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル

法律案(政府提出)

第一讀會

第十一 陸上交通事業調整法案(政府
提出)

第一讀會

第十二 民法中改正法律案(政府提出、
貴族院送付)

第一讀會

第十三 民法中改正法律案(政府提出、
貴族院送付)

第一讀會

第十四 民事訴訟法中改正法律案(政府
提出、貴族院送付)

第一讀會

第十五 外國裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法
中改正法律案(政府提出、貴族院送
付)

第一讀會

第十六 職業紹介法改正法律案(政府提
出)

第一讀會

第十七 商業組合法中改正法律案(政府
提出、貴族院送付)

第一讀會

第十八 昭和十二年法律第八十四號中改
正法律案(支那事變ニ關スル臨時軍

廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部

ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計
ニ繰入ルコトニ關スル法律案

昭和十三年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツ
ル爲公債追加發行ニ關スル法律案

陸上交通事業調整法案

(以上三月一日提出)

提出者

左ノ如シ

商業組合法中改正法律案

提出者

ノ如シ

政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通

牒ヲ受領セリ

國民健保法案

提出者

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

支那事變ニ際シ召集ノ者ノ選舉權及被

選舉權等ニ關スル法律案

提出者

櫻井奥津間鐵道速成ニ關スル建議案

提出者

野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案

提出者

櫻井奥津間鐵道速成ニ關スル建議案

提出者

沖繩縣航路國營ニ關スル建議案

提出者

盛島 明長君

仲井間宗一君

漢那 壽和君

平馬君

林 平馬君

林 平馬君

林 平馬君

岡田喜久治君 野溝 勝君
土田 莊助君

野澤名入間鐵道敷設ニ關スル建議案
提出者 林 平馬君

只見ヨリ古町館岩ヲ經テ田島ニ至ル鐵道
速成ニ關スル建議案 提出者

須賀川長沼間鐵道速成ニ關スル建議案
提出者

川口只見間鐵道速成ニ關スル建議案
提出者 林 平馬君

野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案
提出者 林 平馬君

櫻井奥津間鐵道速成ニ關スル建議案
提出者

沖繩縣航路國營ニ關スル建議案
提出者

盛島 明長君

崎山 嗣朝君

仲井間宗一君

漢那 壽和君

平馬君

林 平馬君

沖繩縣宮古郡ニ飛行場設置ニ關スル建議
案 提出者

盛島 明長君

崎山 嗣朝君

漢那 壽和君

平馬君

沖繩縣宮古郡ニ飛行場設置ニ關スル建議
案 提出者

盛島 明長君

崎山 嗣朝君

漢那 壽和君

平馬君

沖繩縣宮古郡ニ飛行場設置ニ關スル建議
案 提出者

盛島 明長君

崎山 嗣朝君

漢那 壽和君

平馬君

林 平馬君

林 平馬君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物證司

帝都治安維持ニ關スル緊急質問

(河上丈太郎君登壇)

(河上丈太郎君外一名提出)

○河上丈太郎君 本日前八時半頃、社會大衆黨執行委員長安部磯雄先生ノ私宅ヲ數名ノ壯漢ガ訪問ヲ致シマシタ、安部委員長在來住ハレタ邸宅ヲ去ッテ、最近「アパート」ニ簡易生活ヲシテ居ルノデアリマス、七十三歳ノ先生ガ老夫人トサウ云フ簡易生活ヲシテ居ル所ニ、數名ノ壯漢ガ今日訪問ヲシテ面會ヲ求メラレマシタ、何時デモ奥様ガ出ラレテ、一應其訪問者ノ氏名ヲ尋ネテ、其後ニ先生ガ面會サル、習慣ニナツテ居リマシタガ、今朝奥様ガ炊事ノ都合デ手ガ離レラレナイノデ、安部先生ガ直接應接間マデ出タノデアリマス、壯漢ガ四名ダト傳ヘラレテ居リマス、其中ノ一名ガ先生ガ「ドア」ヲ開ケテ應接間ノ入口ニ出ルヤ否ヤ、一言モ發セズシテ、四名ノ壯漢ノ中ノ一名ガ、隠シテ居リマシタ所ノ「ステッキ」ヲ振上げ、先生ノ眉間ヲ打ッテ、鮮血淋漓タルモノガアツノデアリマス、「ステッキ」ガ折レマシタ、壯漢等ハ先生ニ暴行ヲ加ヘルヤ否ヤ、矢庭ニ逃げシマシテ、姿ヲ隠シシマッタノデアリマス、事件ノ経過ハ斯ノ如クデスルト云フコトデアリマス、安部磯雄先生民ドナタモ御承知デアルト云フコトハ、日本國

(拍手)安部先生ハ議會政治家トシテハ、其年月ハ長クハゴザイマセヌケレドモ、安部先生ガ日本ノ衆議院ニ存在スルコトハ、我ガ國民ノ名譽デアルト多クノ人ハ信ジテ居ルノデアリマス(拍手)單ニ日本ノミナラズ、先生ハ議會政治家トシテ多クノ尊敬ヲ受ケハ年來ノ生活改善ノ理想カラ致シマシテ、在來住ハレタ邸宅ヲ去ッテ、最近「アパート」ニ簡易生活ヲシテ居ルノデアリマス、七十歳ノ先生ガ老夫人トサウ云フ簡易生活ヲシテ居ル所ニ、數名ノ壯漢ガ今日訪問ヲシテ面會ヲ求メラレマシタ、何時デモ奥様ガ出ラレテ、一應其訪問者ノ氏名ヲ尋ネテ、其後ニ先生ガ面會サル、習慣ニナツテ居リマシタガ、今朝奥様ガ炊事ノ都合デ手ガ離レラレナイノデ、安部先生ガ直接應接間マデ出タノデアリマス、壯漢ガ四名ダト傳ヘラレテ居リマス、其中ノ一名ガ先生ガ「ドア」ヲ開ケテ應接間ノ入口ニ出ルヤ否ヤ、一言モ發セズシテ、四名ノ壯漢ノ中ノ一名ガ、隠シテ居リマシタ所ノ「ステッキ」ヲ振上げ、先生ノ眉間ヲ打ッテ、鮮血淋漓タルモノガアツノデアリマス、「ステッキ」ガ折レマシタ、壯漢等ハ先生ニ暴行ヲ加ヘルヤ否ヤ、矢庭ニ逃げシマシテ、姿ヲ隠シシマッタノデアリマス、事件ノ経過ハ斯ノ如クデスルト云フコトデアリマス、安部磯雄先生民ドナタモ御承知デアルト云フコトハ、日本國

(拍手)安部先生ハ議會政治家トシテハ、其年月ハ長クハゴザイマセヌケレドモ、安部先生ハ議會政治家トシテ多クノ人ハ信ジテ居ルノデアリマス(拍手)單ニ日本ノミナラズ、先生ハ議會政治家トシテ多クノ尊敬ヲ受ケハ年來ノ生活改善ノ理想カラ致シマシテ、在來住ハレタ邸宅ヲ去ッテ、最近「アパート」ニ簡易生活ヲシテ居ルノデアリマス、七十歳ノ先生ガ老夫人トサウ云フ簡易生活ヲシテ居ル所ニ、數名ノ壯漢ガ今日訪問ヲシテ面會ヲ求メラレマシタ、何時デモ奥様ガ出ラレテ、一應其訪問者ノ氏名ヲ尋ネテ、其後ニ先生ガ面會サル、習慣ニナツテ居リマシタガ、今朝奥様ガ炊事ノ都合デ手ガ離レラレナイノデ、安部先生ガ直接應接間マデ出タノデアリマス、壯漢ガ四名ダト傳ヘラレテ居リマス、其中ノ一名ガ先生ガ「ドア」ヲ開ケテ應接間ノ入口ニ出ルヤ否ヤ、一言モ發セズシテ、四名ノ壯漢ノ中ノ一名ガ、隠シテ居リマシタ所ノ「ステッキ」ヲ振上げ、先生ノ眉間ヲ打ッテ、鮮血淋漓タルモノガアツノデアリマス、「ステッキ」ガ折レマシタ、壯漢等ハ先生ニ暴行ヲ加ヘルヤ否ヤ、矢庭ニ逃げシマシテ、姿ヲ隠シシマッタノデアリマス、事件ノ経過ハ斯ノ如クデスルト云フコトデアリマス、安部磯雄先生民ドナタモ御承知デアルト云フコトハ、日本國

(拍手)安部先生ハ議會政治家トシテハ、其年月ハ長クハゴザイマセヌケレドモ、安部先生ハ議會政治家トシテ多クノ人ハ信ジテ居ルノデアリマス(拍手)單ニ日本ノミナラズ、先生ハ議會政治家トシテ多クノ尊敬ヲ受ケハ年來ノ生活改善ノ理想カラ致シマシテ、在來住ハレタ邸宅ヲ去ッテ、最近「アパート」ニ簡易生活ヲシテ居ルノデアリマス、七十歳ノ先生ガ老夫人トサウ云フ簡易生活ヲシテ居ル所ニ、數名ノ壯漢ガ今日訪問ヲシテ面會ヲ求メラレマシタ、何時デモ奥様ガ出ラレテ、一應其訪問者ノ氏名ヲ尋ネテ、其後ニ先生ガ面會サル、習慣ニナツテ居リマシタガ、今朝奥様ガ炊事ノ都合デ手ガ離レラレナイノデ、安部先生ガ直接應接間マデ出タノデアリマス、壯漢ガ四名ダト傳ヘラレテ居リマス、其中ノ一名ガ先生ガ「ドア」ヲ開ケテ應接間ノ入口ニ出ルヤ否ヤ、一言モ發セズシテ、四名ノ壯漢ノ中ノ一名ガ、隠シテ居リマシタ所ノ「ステッキ」ヲ振上げ、先生ノ眉間ヲ打ッテ、鮮血淋漓タルモノガアツノデアリマス、「ステッキ」ガ折レマシタ、壯漢等ハ先生ニ暴行ヲ加ヘルヤ否ヤ、矢庭ニ逃げシマシテ、姿ヲ隠シシマッタノデアリマス、事件ノ経過ハ斯ノ如クデスルト云フコトデアリマス、安部磯雄先生民ドナタモ御承知デアルト云フコトハ、日本國

ス」ト御報告ニナツテ居ル(拍手)斯ウ云フ御答辯ヲ爲サレテ居ル、末次内務大臣ガ僅カ一言デアリト雖モ、全力ヲ盡シ萬全ヲ期スル決心

答辯ヲ爲サレテ居ル、末次内務大臣ガ僅カ一

色々ノ方面カラ黨ニ對スル所ノ或ハ行動、

或ハ言論ガ横行シテ居ルノデアル、大衆黨ヲ殲滅スペシト云ヒ、或ハ大衆黨ノ代議士

ニ向ッテ強制的ニ辭職ヲ要求スル、或ハ大衆

党所屬ノ代議士ノ家庭ヲ訪問シテ、而モ多

テ居ラレル、其先生ニ向ッテ、此暴行ガアッ

タト云フ事實ニ付テ、帝都ノ治安維持ニ關

シマスル内務大臣ノ責任ヲ御尋致シタイト

考ヘルノデアリマス、内務大臣ハ此事實ヲ

ドウ見ラレルカ、内務大臣ハ率直ニ其考ナリ、

其責任ナリヲ、茲ニ斷言ヲシテ戴キタイト

思フノデアリマス

先般來帝都ノ治安維持ニ關シマシテハ、

或ハ委員會ニ於テ、或ハ本會議ニ於キマシ

テ論議ヲ盡サレテ居リマス、曾テ二月八日

ノ豫算委員會ニ於テハ、同僚米窪君ノ、日

本主義ノ時流ニ乘シテ、國民精神總動員ノ蔭

ニ隠レ、自分等ノ不純ナル目的ヲ達シヨウ

トル、サウ云フ一部ノ運動ニ對シテハ、

断乎タル處置ヲ執ル積リデアルカドウカト

ハ能ク分リマシタ、假令標榜スル所ガ日本

主義デアラウガ、皇道主義デアラウガ、治安

維持ヲ素ルヤウナ行爲ハ、斷ジテ假借致シ

マセヌ」ト答ヘテ居ルノデアル(「ヒヤー」拍手)

云フ質問ニ對シテ、内務大臣ハ「御話ノ次第

拍手)最近政府官僚ノ人々ノ言ヤ善シ、議會

ガアツテ然ルベキノミナラズ(「ヒヤー」拍手)

手)其責任ニ對シテ期スル所ガ無クテハナ

ラスト私ハ信ジテ居ルノデアル(「ヒヤー」拍手)

ガアツテ然ルベキノミナラズ(「ヒヤー」拍手)

尋致シタイノデアル

先般來我ガ社會大衆黨ニ對シマシテハ、

言デアリト雖モ、全力ヲ盡シ萬全ヲ期スル決心

答辯ヲ爲サレテ居ル、末次内務大臣ガ僅カ一

色々ノ方面カラ黨ニ對スル所ノ或ハ行動、

或ハ言論ガ横行シテ居ルノデアル、大衆黨ヲ殲滅スペシト云ヒ、或ハ大衆黨ノ代議士

ニ向ッテ強制的ニ辭職ヲ要求スル、或ハ大衆

党所屬ノ代議士ノ家庭ヲ訪問シテ、而モ多

テ居ラレル、其先生ニ向ッテ、此暴行ガアッ

タト云フ事實ニ付テ、帝都ノ治安維持ニ關

シマスル内務大臣ノ責任ヲ御尋致シタイト

考ヘルノデアリマス、内務大臣ハ此事實ヲ

ドウ見ラレルカ、内務大臣ハ率直ニ其考ナリ、

其責任ナリヲ、茲ニ斷言ヲシテ戴キタイト

思フノデアリマス

先般來帝都ノ治安維持ニ關シマシテハ、

或ハ委員會ニ於テ、或ハ本會議ニ於キマシ

テ論議ヲ盡サレテ居リマス、曾テ二月八日

ノ豫算委員會ニ於テハ、同僚米窪君ノ、日

本主義ノ時流ニ乘シテ、國民精神總動員ノ蔭

ニ隠レ、自分等ノ不純ナル目的ヲ達シヨウ

トル、サウ云フ一部ノ運動ニ對シテハ、

断乎タル處置ヲ執ル積リデアルカドウカト

ハ能ク分リマシタ、假令標榜スル所ガ日本

主義デアラウガ、皇道主義デアラウガ、治安

維持ヲ素ルヤウナ行爲ハ、斷ジテ假借致シ

マセヌ」ト答ヘテ居ルノデアル(「ヒヤー」拍手)

云フ質問ニ對シテ、内務大臣ハ「御話ノ次第

拍手)最近政府官僚ノ人々ノ言ヤ善シ、議會

ガアツテ然ルベキノミナラズ(「ヒヤー」拍手)

手)其責任ニ對シテ期スル所ガ無クテハナ

ラスト私ハ信ジテ居ルノデアル(「ヒヤー」拍手)

尋致シタイノデアル

先般來我ガ社會大衆黨ニ對シマシテハ、

言デアリト雖モ、全力ヲ盡シ萬全ヲ期スル決心

答辯ヲ爲サレテ居ル、末次内務大臣ガ僅カ一

色々ノ方面カラ黨ニ對スル所ノ或ハ行動、

或ハ言論ガ横行シテ居ルノデアル、大衆黨ヲ殲滅スペシト云ヒ、或ハ大衆黨ノ代議士

ニ向ッテ強制的ニ辭職ヲ要求スル、或ハ大衆

党所屬ノ代議士ノ家庭ヲ訪問シテ、而モ多

テ居ラレル、其先生ニ向ッテ、此暴行ガアッ

タト云フ事實ニ付テ、帝都ノ治安維持ニ關

シマスル内務大臣ノ責任ヲ御尋致シタイト

考ヘルノデアリマス、内務大臣ハ此事實ヲ

ドウ見ラレルカ、内務大臣ハ率直ニ其考ナリ、

其責任ナリヲ、茲ニ斷言ヲシテ戴キタイト

思フノデアリマス

先般來帝都ノ治安維持ニ關シマシテハ、

或ハ委員會ニ於テ、或ハ本會議ニ於キマシ

テ論議ヲ盡サレテ居リマス、曾テ二月八日

ノ豫算委員會ニ於テハ、同僚米窪君ノ、日

本主義ノ時流ニ乘シテ、國民精神總動員ノ蔭

ニ隠レ、自分等ノ不純ナル目的ヲ達シヨウ

トル、サウ云フ一部ノ運動ニ對シテハ、

断乎タル處置ヲ執ル積リデアルカドウカト

ハ能ク分リマシタ、假令標榜スル所ガ日本

主義デアラウガ、皇道主義デアラウガ、治安

維持ヲ素ルヤウナ行爲ハ、斷ジテ假借致シ

マセヌ」ト答ヘテ居ルノデアル(「ヒヤー」拍手)

云フ質問ニ對シテ、内務大臣ハ「御話ノ次第

拍手)最近政府官僚ノ人々ノ言ヤ善シ、議會

ガアツテ然ルベキノミナラズ(「ヒヤー」拍手)

手)其責任ニ對シテ期スル所ガ無クテハナ

ラスト私ハ信ジテ居ルノデアル(「ヒヤー」拍手)

尋致シタイノデアル

先般來我ガ社會大衆黨ニ對シマシテハ、

言デアリト雖モ、全力ヲ盡シ萬全ヲ期スル決心

答辯ヲ爲サレテ居ル、末次内務大臣ガ僅カ一

色々ノ方面カラ黨ニ對スル所ノ或ハ行動、

或ハ言論ガ横行シテ居ルノデアル、大衆黨ヲ殲滅スペシト云ヒ、或ハ大衆黨ノ代議士

ニ向ッテ強制的ニ辭職ヲ要求スル、或ハ大衆

党所屬ノ代議士ノ家庭ヲ訪問シテ、而モ多

テ居ラレル、其先生ニ向ッテ、此暴行ガアッ

タト云フ事實ニ付テ、帝都ノ治安維持ニ關

シマスル内務大臣ノ責任ヲ御尋致シタイト

考ヘルノデアリマス、内務大臣ハ此事實ヲ

ドウ見ラレルカ、内務大臣ハ率直ニ其考ナリ、

其責任ナリヲ、茲ニ斷言ヲシテ戴キタイト

思フノデアリマス

マシタ時ニ、我黨ノ淺沼稻次郎君ガ内務大臣ニ質問ヲ致シタ、其質問ノ文句ハ「或ル演説會場ノ如キハ、吾々ノ黨首安部磯雄先生ニ對シテ、殺セトハ申シマセヌガ、生カシテ置イタライカスト云々タヤウナコトヲ言ッテ演説ヲシテモ、ソレヲ取締ラスト云フヤウナ傾向ガアルト思フノデアリマス」、斯ウ云フ質問ヲシテ居ル、安部磯雄先生ヲ殺セトハ言ハヌケレドモ、生カシテ置イテハイカ又ト云フヤウナ演説ガ、帝都ノ眞中ニ於テ堂々ト演説サレテ、内務當局ハ之ニ對シテ手)吾々ハ此皇道日報ノ記事ヲ通ジ、或ハ帝都ニ於ケル演説會ノ事情ヲ通ジマシテ、或何等ノ取締ヲモシテ居ナカッタノデアル(拍手)吾々ハ此皇道日報ノ記事ヲ通ジ、或ハ帝都ニ於ケル演説會ノ事情ヲ通ジマシテ、或ハ惧ル、安部磯雄先生ノ身邊ニハ、何カノ不祥事件ガ起ルノデハナイカト、感ゼラレルヤウナ事情ハ、少クトモ帝都治安取締ノ責任アル所ノアナタニ於テハ、豫知セザルコトデハナクシテ、豫知スベキコトデアルト私ハ信ジテ居ルノデアリマス(ヒヤヒヤ)拍手)何等突然ニ起ツタ所ノ出來事デハナクシテ、既ニ我黨ノ淺沼君カラアナタニガ横行シテ居ルト云フ事實ハ、アナタノ頭ノ中ニ入レテ居ルデハナイカ、其事實ニ對シテアナタハ如何ナル責任ヲ執ルケレドモ、暴行行爲ノ取締ヲアナタハドラレルノカ、私ハ率直ニ御尋ラ致シタイ、ウ考ヘルカ、立憲政治下ニ於テ言論ヲ以テ

レドモ暴行行爲ヲ以テ横行スルト云フコト居ル事實デアルト私ハ考ヘル（拍手）内務大臣ハ果シテソレニ對シテ如何ナル態度ヲ執ラレルノカ、殊ニ今ハ議會開會中デスヨ、アナタモ立憲政治ノ歴史ヲ御承知デアリマセウ、議員ノ言論ノ自由ヲ尊重スルガ爲ニ、其身邊ニ對シテハ、國家ノ權力ヲモ行ヘナイ所ノ、大キナル特權ヲ議員ハ持ツテ居リマスゾ、其議會開會中ニ於キマスル所ノ議員、而モ我黨ノ執行委員長タル地位ニ在リ而モ老年ナル所ノ此安部先生ニ向ッテ暴力ヲ加ヘルニ至ツテハ、アナタノ議會開會中ニ於ケル帝都治安維持ノ取締ノ責任ニ對スル所ノ認識ヲ私ハ疑ハザルヲ得ナイ（拍手）普通ノ時トハ違フ、而モ今日ハ外ニ戰爭ヲシテ居ル最中デアリ、國民ノ心カラノ協力ガ議會ノ中ニ反映シ、統一サレテ出テ行ク所ニ、初メテ日本ノ強サガアラウトスル時ニ當テ（ヒヤ／＼拍手）暴力ヲ用ヒテ危害ヲ加フルニ至ル、内務大臣トシテ其責任ヲドウ執ラレルカ、私ハ内務大臣ノ斷平タル所信ト、其責任ニ對スル態度ヲ明ニシテ戴キタシマッテ、アナタハ軍人ラシク此安部先生ニ對スル暴行事件ニ關シ、帝都治安維持ニ上手ニシヨウト云フヤウナ考ハ捨テ、ト、此議場ニ於テ發表サレンコトヲ私ハレバ、希フ者デアル、安部先生ノ御病状ノ將

二週間ノ靜養ヲシナケレバナラナイ所ノ、相當ナ負傷ヲ受ケテ居ル事實デアリマス、恐ラクハ日本ノ最近ノ議會ノ歴史ニ於テハナイコトデアリマス、幸ニ今日此處ニ近衛總理大臣ハオ居デニナル、陸海軍大臣モオ居デニナル、其他ノ閣僚モオ居デニナル、斯ウ云フ事實ヲ近衛サン以下閣僚ハドウ見ラレルカ、斯ウ云フ出來事ガ起ツテ、日本ノ議會政治ガドウナルカト云フ風ナコトニ付テノ御考ヲ、總理大臣——私ハ所見ヲ承ラナイケレドモ、ドウ考ヘルカ、深刻ニ考ヘテ戴キタイ、問題ハ簡単デハナイ、深刻ナ問題ダ、其深刻ナル問題ヲ總理大臣以下各閣僚ガ、十分ニ認識サレルコトガ必要デハナカラウカト思フ、帝都治安維持ニ關シテハ、單ニ内務大臣バカリデハナク、政府全體ノ責任ニ於テ守ルコト、議員ノ議會開會中ニ於ケル所ノ行動ニ關シテハ、政府ハ全責任ヲ以テ之ヲ守ルコトガ當然デアラウト私ハ考ヘテ居ル、簡單デアリマスルケレドモ、以上事實ヲ述べ、其質問ノ要點ヲ述べマシテ、私ノ質問ヲ終リマスルガ、ドウカ内務大臣ハ、軍人ラシク責任ヲ明ニシテ御答辯アランコトヲ希望スル次第デアリマス（拍手）

三

國務大臣次官正司空

ナケレドモ、アリマス、安部氏ニ對シテハ洵ニ御氣ノ毒ニ
此處ニ近衛軍大臣モオニナル、之ニ付キマシテハ最善ノ手段ヲ盡シ
タル措置ヲ執ルベキハ申ス迄モアリマセヌ、議員ノ衆議權ヲ擁護シ、其身邊ヲ保護シマ
スコトハ、當局ノ最モ留意スル所デアリマシテ、之ニ付キマシテハ最善ノ手段ヲ盡シ
テ、日本ノナコトニ付所見ヲ承ラ、深刻ニ考へ、大臣以下各關シテハ、必要デハナ
政府全體ノ會開會中ニ、河上丈太郎君登壇

○河上丈太郎君 私ハ内務大臣ニ向ッテ今
ノヤウナ御答辯ヲ御尋シクノデハナイ、勿論犯人ガマダ分ラナイコトモ能ク承知シテ
居リマス、之ヲ捜査シテ嚴重ニ處罰スルト
云フヤウナコトモ、當リ前ノコトデアリマ
ス、之ヲ縛リモゼズ、處罰モシナカツタラ大
騒ギダ、サウ云フヤウナ答辯ヲ私ハ末次サ
ンニ求メテ居ルノデハナイ、サウ云フコト
ハアナクノ下僚ノ御方ガ適當ニヤッテ下サ
ル、ソレデハナイ、斯ウ云フコトニ對スル
内務大臣トシテ、國務大臣トシテノ責任ヲ、
ドウアナタガ執ラレルカト云フ、其政治的
ナ良心ヲ私ハ御尋シテ居ルノデアル（拍手）
アトノコトハ適當當ナ人ガ適當ニヤッテ吳レ
ル、罪ガ重イトカ輕イトカ、ソレヲ吾々ハ
問ヘナイ、ソンナコトヲ私ハ此處デ申上ゲ
ル馬鹿チヤナイ、私ガアナタニ御尋スルノ
ハ、微力ナリト雖モ一個ノ政治家トシテ、
アナタニ向ッテ政治的良心ヲ御尋シテ居ル
ヲ御尋シテ居ルノデアル、ソレヲアナクハ
出来事デアリマス、安部氏ニ對シテハ洵ニ御氣ノ毒ニ
此處ニ近衛軍大臣モオニナル、之ニ付キマシテハ最善ノ手段ヲ盡シ
タル措置ヲ執ルベキハ申ス迄モアリマセヌ、議員ノ衆議權ヲ擁護シ、其身邊ヲ保護シマ
スコトハ、當局ノ最モ留意スル所デアリマシテ、之ニ付キマシテハ最善ノ手段ヲ盡シ
テ、日本ノナコトニ付所見ヲ承ラ、深刻ニ考へ、大臣以下各關シテハ、必要デハナ
政府全體ノ會開會中ニ、河上丈太郎君登壇

御答辯ヲ願ヒタイ、ソレヲ回避致シマシテ、

唯検査ヲスルトカ、或ハ嚴罰ニ處スルト云

フ、ソレハ問題ヂヤナイ、私ハ重ネテ御答

辯ヲ要求シマス、政治的良心ヲ披瀝シテ下

サイ、一言デ宜イ、多クハ言ハナクテ宜イ、

私達國民全體ヲシテ安心セシムルヤウナコ

トヲ一言言ヅテ下サイ、若シモ内務大臣ガ、

斯ノ如キ答辯ヲサレルナラバ——幸ニ此處

ニ近衛サンガオ居ニナル、總理大臣ガオ

居デニナル、近衛サンハ恐ラク安部先生ヲ

御承知アラウ、人格、見識、經歷、總チ

御承知ト思フ、サウ云フ方ガ暴漢ノ爲ニ、

議會開會中暴行ヲ加ヘラレタ事實ニ對シ、

總理大臣ハドウ之ヲ御覽ニナツテ居ルノカ、

總理大臣ハドウ云フ風ニ之ヲ感ジテオ居デ

ニナルノカ、恐ラクハ私バカリヂヤナイ、

國民全體ガ聽キタイ聲デアラウト私ハ信

テ居ル、内務大臣、願クハ政治的良心ヲ披

瀝シテ戴キタイ、サウシテ總理大臣ハ此事

件ヲドウ見ラレルカ、此事件ガ議會政治ニ

ドウ云フ關係ガアルカト云フコトノ、深刻

ナル所ノ觀察ヲ總理大臣カラ御述ニナルコ

トヲ私ハ要求スル、ドウカ總理大臣、一言

デモ宜イ、言ヅテ下サイ、此壇上ニ立ッテ吾々

ヲ安心サセルヤウナコトヲ言ッテ下サイ、

ソレヲ御願致シマシテ……

(發言スル者多シ)

○議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス

(國務大臣末次信正君登壇)

○國務大臣(末次信正君) 御答致シマス、

内務大臣ノ全責任ニ於テ取締リマス

「總理大臣ハドウシタ」ト呼ヒ其他發

言スル者多シ

(國務大臣公爵近衛文麿君) 静肅ニ願ヒマス

(國務大臣公爵近衛文麿君登壇)

○議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス

(國務大臣公爵近衛文麿君登壇)

○國務大臣(公爵近衛文麿君) 今朝安部磯

雄君ガ數名ノ暴漢ノ爲ニ襲撃セラレマシタ

ト云フコトヲ承リマシテ、私ハ實ニ驚愕致

シマシタ、同君ニ對シマシテ深ノ同情ノ

念ヲ禁ズル能ハザルモノアリマス(議會

ニ對シテハドウスカ「ト呼フ者アリ)斯ノ

如キ治安ニ關係ノ事柄ガ時々起リマスコト

ハ(頻發シテ居リマス「ト呼フ者アリ)政府

ト致シマシテモ洵ニ遺憾ニ存ズルノデアリ

マシテ、今後ヘ一層治安維持ニ向ツテ努力ヲ

致ス考デアリマス、殊ニ議會中ニ於キマシ

テ、議員ノ諸君ノ關係ニ於キマシテハ、音

ニ内務當局ノミナラズ、政府全體ノ責任ニ

於テ之ヲ保護致シタイト考ヘテ居リマス

(拍手)

○河上丈太郎君 内務大臣ノ答辯ニ付テハ

心カラ遺憾ニ存ジマス、又其答辯ニ對シマ

ス所ノ吾々ノ態度及ビ行動ニ付キマシテ

ハ、他日何等カノ機會ヲ以テ、意思表示ヲス

ル機會ガアラウト思ヒマス(「今ヤレ」意氣

地ガナゾン)ト呼フ者アリ)之ヲ以テ私ノ質

問ヲ終リマス

○議長(小山松壽君) 日程第一、昭和十二

年法律第九十二號中改正法律案ノ第一讀會

ヲ開キマス——商工政務次官

第一 昭和十二年法律第九十二號中改

正法律案(輸出入品等ニ關スル臨時

措置ニ關スル件)(政府提出、貴族院

第一讀會

送付)

昭和十二年法律第九十二號中改正法律

案

第二條ノ四 本法ニ定ムルモノノ外需給

調整協議會及需給調整協議會ニ依ル需

給關係ノ調整ニ關シ必要ナル事項ハ勅

令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條中「前條」ヲ「第二條」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(政府委員木暮武太夫君登壇)

○政府委員(木暮武太夫君) 只今議題ト相

成リマシタ昭和十二年法律第九十二號中改

正法律案ノ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス

此法律ハ御承知ノ通り、輸出入品等ニ關

スルコトヲ得

前項ノ者需給調整協議會ヲ組織セザル

ハ當該物品ノ需給關係ヲ調整スル爲政

府ノ認可ヲ受ケ需給調整協議會ヲ組織

スルコトヲ得

前項ノ者需給調整協議會ヲ組織セザル

場合ニ於テ政府支那事變ニ關聯シ國民

經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリ

ト認ムルトキハ前項ノ者ニ對シ需給調

整協議會ノ組織ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ組織ヲ命ゼラレタル

者其ノ認可ヲ申請セザルトキハ政府ハ

規約ノ作成其ノ他組織ニ關シ必要ナル

處分ヲ爲スコトヲ得

需給調整協議會ノ成立アリタルトキハ

勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員タル資

格ヲ有スル者ハ其ノ會員トス

第二條ノ三 政府ハ支那事變ニ關聯シ國

民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要ア

リト認ムルトキハ需給調整協議會ニ對

シ當該物品ノ需給關係ヲ調整ニ關シ必

要ナル決定ヲ爲スベキコトヲ命ジハ

需給調整協議會ノ會員ニ對シ需給調整

協議會ノ決定ニ從フベキコトヲ命ズル

コトヲ得

スノデ、今回之ヲ改正補充セントスルモノ

改正ノ要點ヲ簡単ニ御説明申上ゲマスト、

トモ認メルノデアリマス
〔議長退席、副議長著席

ルナラバ、國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲ニ、即チ力ヲ以テ統制セントスル國策ノ取

ハ八十五錢デアル、二月九日ニハ一圓二十
錢デアル、ソコデ商工當局ハ驚イテ、二月

上述ノ目的ノ爲ニ需給調整協議會ト云フ機
關ヲ設ケマシテ、當該物品ノ需給ニ關係ノ
アル産業團體、例ヘバ輸出、輸入、生産、配
給、使用等ノ各部門ニ組織セラレテ居リマ
スル團體ヲ、之ニ參加セシメマシテ、調整
ニ關スル方策ヲ協議セシメントスルモノデ
アリマス、更ニ必要ニ應ジマシテ、政府ハ
關係產業團體ニ對シテ、此協議會ノ組織ヲ
命ジ得ルコト致シマスト共ニ、協議會ニ
對シテ必要ナル決定ヲ爲スベキコトヲ、命ジ
又ハ協議會ノ會員ニ對シマシテ、協議會ノ
決定ニ從フベキコトヲ、命ジ得ルコト致
シタイト考ヘテ居ルノデアリマス、何卒御
審議ノ上御協賛アランコトヲ御願致シマス
○議長（小山松壽君）質疑ノ通告ガアリマ
ス、之ヲ許シマス——渡邊玉三郎君
（渡邊玉三郎君登壇）

次所デアリマス、只今當局ノ説明ハ、自治的ニ作ルノデアルト仰シヤルノデアルケレドモ、是ハ唯國策ヲ取次グダケデアリマス、需給調整協議會トシテ設ケラル、コトハ、私ハ之ニ反對スルノデハナイ、併ナガラ本法ガ戰時體制下ノ非常立法デアリ、國民經濟ノ運行ノ上ニ必要ナリトスルナレバ、異論ハ持チマセヌケレドモ、昨年ノ十月本法律ヲ施行サレマシテカラ、僅ニ數箇月間デ發令ニナリマシテ、サウシテ幾多ノ毛織物、アリマスガ、國民ハ大ナル不安ヲ持ッテ居ルノデアリマス、殊ニ昨年ノ十二月二十七日ニ商工省令第三十四號、或ハ第三十五號ヲアリマスガ、其混用令等ニ依リマシテ、其影響ハドウデアリマスカ、一ツノ極メテ簡単ナル卑近ナル例ヲ申シマスレバ、全國ノ「デ・パート」ニ寒中ニ於テ、眞夏ニ著ル浴衣地ガ陳列サレテ、今飛付クヤウニ一般民衆ガ買フノデアリマス、是ハ恐ラク僅カノコトデアリマスケレドモ、我國未會有ノコトデアルト思フノデアリマス、是ハ何ヲ物語ルモノデアルカ、商工大臣ヤ大藏大臣ガ、輸入ノ原料ヲ以テ造ツタ國內ノ消費ヲ節約セヨト申サレテモ、國民ガ協力セヌノデハアリマセヌ、其道理ガ分ラヌノデアリマス、又東京ノ市場ニ於テ晒木綿ガ昨年ノ十一月ニ上旬ニ、是ハ問屋ノ相場デアリマスガ、五十錢五厘デアッタ、ソレガ一月十八日ニ

自發的ニ停止セシメタ、自發的トハ言ヒマ
スケレドモ、是ハオ上カラノ御用デ已ムヲ
得ズ停止シタノデアリマス、私ハ今此場
ニ於テ暴利取締ヲ云々論ズルモノデハナ
イノデアリマス、私ノ要點ハ其措置ガ宜
シクナイ、其措置ガ適當デナイ云フコト
ヲ言フノデアリマス、國民ニ消費ノ節約
ガ理解ガ出來ナイ、無理ガアル、今次ノ事
變ト、サウシテ晒木綿ノ「ステープル・ファ
イバー」ハ品ガ惡イニ決ッテ居ルト云フ言ヒ
草ガ世ノ中ニアリマス、是ガ適當ナル相
場、私ハ敢テ此相場ヲ幾ラトハ申シマセヌ
ス、適當ナル相場ニ引下ガルコトガ必要デ
アル、商工當局ノ之ニ對シテノ對策ハドウ
デアルカ、又此問題ハ、大臣ハ一人モオ居
メテ慎重ニ審議サレテ居リマスル國家總動
員法案、其國家總動員法案ノ第三條ノニ
ハ「總動員物資ノ生產、修理、配給、輸出、輸
入又ハ保管ニ關スル業務」トアルノデアリマ
スカラ、所謂此輸出入ノ措置法ト、ソレガ
國家總動員法ノ第三條ノ一トハ、同形ニ
ナルノデアリマス、斯ウ云フヤウナ問題デ
アリ、而モ國家總動員法ノ第五十條ニハ「政
府ノ諮詢ニ應ズル爲國家總動員審議會ヲ置
ク」トアルノデアリマス、私ハ此重要ナル法
案デ、唯獨善的ニ威壓シカラ以テ、當局ハ

自治的ト云フケレドモ、命令ヲ以テ行フ、斯ウ云フコトデハイケナイト思フ、聖德太子ノ憲法ニハ「夫レ事ヲバ獨リ斷ズ可カラズ、必ズ衆ト與ニ宜シク論ズベシ」トアル如クニ、私ハ諸問委員會ヲ之ニ設クベキデアル思フ、商工當局ハ其意思アリヤ否ヤ、又需給調整協議會ヲ設クルコトニシタノハ、是ハ先ニモ申シマス通り、本法ノ要旨ハ、之ヲ一口ニ言ヒマスナラバ、政府ノ力ノ取次所デアリマス、又或ハ綿業調整委員會トカ、綿業協議會ト云フモノガアルデハナイカト云フ御言葉デアルカモ知レマセヌ、是ハ大會社ガ自己擁護ノ爲ニ出來テ居る會デアリマシテ、敢テ本法ノ諸問ノ機關トハナラナイノデアリマス、又貿易審議會ニ於テモ、本法トハ關聯ハシテ居リマシテモ、本法ニ依ツテ總テノ運行ヲ圖ル上ニ於テ諸問機關デハナイ、斯様ナ重要ナ法案ニ諸問委員會ヲ設ケル必要ガアルコトヲ御認メニナリタイ、即チ中小工業者ノ眞ノ現状ヲ知ツテ居ル者ヲ含メテ、諸問委員會ヲ設クルノ必要アリト思フノデアリマス、一昨日モ本會議ニ於テ、我黨ノ先輩カラ斯ウ云フ話ガアリマシタ、同ジ頭ヲ竝ベテモ同ジ智慧ノ外ハ出ナイト云フ言葉ガアツタノデアリマスガ、全ク私ハ此問題ニ付テハ至言デアルト思フノデアリマス、商工當局ノ所信ヲ御伺致シマス

次ニ第二問デアリマス、輸出振興ト中小商業保護ノ措置如何、輸出貿易中、我ガ纖維工業ガ其大宗デアルコトハ申ス迄モアリマセヌ、併ナガラ最近、殊ニ此法律ガ施行サレマシテカラ、不振デアルコトヲ憂ヘルノデアリマス、我國ガ輸出依存ノ國策ヲ以テ、國際收支ノ適合ヲ圖ラザルベカラザルコトハ申ス迄モナイノデアリマス、試ミニ昨年昭和十二年ノ貿易ヲ申シマスト、綿織物ノ輸出ガ二十六億四千四百餘万碼、金額ガ五億七千三百餘万圓、アリマス、毛織物ガ三千五百五万碼、五千八十二万餘圓、人絹ノ織物ガ四億八千五百十二万碼、一億五千四百八十六万餘圓、其他「メリヤス」、人絹、絹織物、綿絲ト云フヤウナモノヲ入レマス、所謂生絲ヲ除イテノ纖維工業ノ製品ノ輸出ヲ見マシテモ、十億三千二百餘萬圓ニ達シテ居ルノデアリマス、私ハ此大ナルシテモ、私ノ見透シ違ヒニナランコトヲ望ム者デアリマス、此一週間内ニ於キマシテシテモ、各產地ハ絲ヲ買フコトガ出來ズニ、商工省へ泣付イテ來ルコトハ、モウ能ク分ッテ居リマス、ソレデ一箇月位ハ泣キ／＼暮シテモ、遂ニハ辛抱ガ出來ナクナル、参考ニ二月中ノ現状ヲ此際御承知下サル爲ニ申上ス、續イテ承リタイ重い問題ハ、又一ノ配給ニ付テ、當局ハ懸命ノ努力ヲサレテ居ルノデアリマスガ、極メテ不圓滿デアリ、三月中ニ日本中ノ絲屋デ綿絲ノ公定價格デ賣ル者ハ一人モアリマセヌ、此絶對ナイト云フヤウナ問題ニ付テ、商工省ハ顏色ノ初カラ能ク分ッテ居ル、綿絲ニハ百何十ト云フ銘柄ガアルノデアリマス、番手ガアルノデアリマス、其番手モ示サズニ、無茶苦レバ其絲ガ買ヘナイ、又若シ其買ヒニ行ッタチ絲屋ヘ絲ヲ買ヒニ行キマスト、包ミ金ヲ要求スルノデアリマス、包ミ金ヲ出サナケレマシテモ、其配給券ニ依ツテ好ム絲ヲ買フコトガ出來ルト思フノデアルカ、織物製造業者ハ其欲スル絲ヲ買フコトガ出來ルト思

ガアレバ出來ルカモ知レヌ、ソレモナイ、丁度政府ガ配給券デ、「デパート」ニ於テ商品券デ買物ガ出來ルヤウナ積リデ、御渡ニ昨年昭和十二年ノ貿易ヲ申シマスト、綿織物ノ輸出ガ二十六億四千四百餘万碼、金額ガ五億七千三百餘万圓、アリマス、毛織物ガ三千五百五万碼、五千八十二万餘圓、人絹ノ織物ガ四億八千五百十二万碼、一億五千四百八十六万餘圓、其他「メリヤス」、人絹、絹織物、綿絲ト云フヤウナモノヲ入レマス、所謂生絲ヲ除イテノ纖維工業ノ製品ノ輸出ヲ見マシテモ、十億三千二百餘萬圓ニ達シテ居ルノデアリマス、私ハ此大ナルシテモ、私ノ見透シ違ヒニナランコトヲ望ム者デアリマス、此一週間内ニ於キマシテシテモ、各產地ハ絲ヲ買フコトガ出來ズニ、商工省へ泣付イテ來ルコトハ、モウ能ク分ッテ居リマス、ソレデ一箇月位ハ泣キ／＼暮シテモ、遂ニハ辛抱ガ出來ナクナル、参考ニ二月中ノ現状ヲ此際御承知下サル爲ニ申上ス、續イテ承リタイ重い問題ハ、又一ノ配給ニ付テ、當局ハ懸命ノ努力ヲサレテ居ルノデアリマスガ、極メテ不圓滿デアリ、三月中ニ日本中ノ絲屋デ綿絲ノ公定價格デ賣ル者ハ一人モアリマセヌ、此絶對ナイト云フヤウナ問題ニ付テ、商工省ハ顏色ノ初カラ能ク分ッテ居ル、綿絲ニハ百何十ト云フ銘柄ガアルノデアリマス、番手ガアルノデアリマス、其番手モ示サズニ、無茶苦レバ其絲ガ買ヘナイ、又若シ其買ヒニ行ッタチ絲屋ヘ絲ヲ買ヒニ行キマスト、包ミ金ヲ要求スルノデアリマス、包ミ金ヲ出サナケレマシテモ、其配給券ニ依ツテ好ム絲ヲ買フコトガ出来ルト思フノデアルカ、織物製造業者ハ其欲スル絲ヲ買フコトガ出来ルト思

ガアレバ出來ルカモ知レヌ、ソレモナイ、丁度政府ガ配給券デ、「デパート」ニ於テ商品券デ買物ガ出來ルヤウナ積リデ、御渡ニ昨年昭和十二年ノ貿易ヲ申シマスト、綿織物ノ輸出ガ二十六億四千四百餘万碼、金額ガ五億七千三百餘万圓、アリマス、毛織物ガ三千五百五万碼、五千八十二万餘圓、人絹ノ織物ガ四億八千五百十二万碼、一億五千四百八十六万餘圓、其他「メリヤス」、人絹、絹織物、綿絲ト云フヤウナモノヲ入レマス、所謂生絲ヲ除イテノ纖維工業ノ製品ノ輸出ヲ見マシテモ、十億三千二百餘萬圓ニ達シテ居ルノデアリマス、私ハ此大ナルシテモ、私ノ見透シ違ヒニナランコトヲ望ム者デアリマス、此一週間内ニ於キマシテシテモ、各產地ハ絲ヲ買フコトガ出來ズニ、商工省へ泣付イテ來ルコトハ、モウ能ク分ッテ居リマス、ソレデ一箇月位ハ泣キ／＼暮シテモ、遂ニハ辛抱ガ出來ナクナル、参考ニ二月中ノ現状ヲ此際御承知下サル爲ニ申上ス、續イテ承リタイ重い問題ハ、又一ノ配給ニ付テ、當局ハ懸命ノ努力ヲサレテ居ルノデアリマスガ、極メテ不圓滿デアリ、三月中ニ日本中ノ絲屋デ綿絲ノ公定價格デ賣ル者ハ一人モアリマセヌ、此絶對ナイト云フヤウナ問題ニ付テ、商工省ハ顏色ノ初カラ能ク分ッテ居ル、綿絲ニハ百何十ト云フ銘柄ガアルノデアリマス、番手ガアルノデアリマス、其番手モ示サズニ、無茶苦レバ其絲ガ買ヘナイ、又若シ其買ヒニ行ッタチ絲屋ヘ絲ヲ買ヒニ行キマスト、包ミ金ヲ要求スルノデアリマス、包ミ金ヲ出サナケレマシテモ、其配給券ニ依ツテ好ム絲ヲ買フコトガ出来ルト思フノデアルカ、織物製造業者ハ其欲スル絲ヲ買フコトガ出来ルト思

ガアレバ出來ルカモ知レヌ、ソレモナイ、丁度政府ガ配給券デ、「デパート」ニ於テ商品券デ買物ガ出來ルヤウナ積リデ、御渡ニ昨年昭和十二年ノ貿易ヲ申シマスト、綿織物ノ輸出ガ二十六億四千四百餘万碼、金額ガ五億七千三百餘万圓、アリマス、毛織物ガ三千五百五万碼、五千八十二万餘圓、人絹ノ織物ガ四億八千五百十二万碼、一億五千四百八十六万餘圓、其他「メリヤス」、人絹、絹織物、綿絲ト云フヤウナモノヲ入レマス、所謂生絲ヲ除イテノ纖維工業ノ製品ノ輸出ヲ見マシテモ、十億三千二百餘萬圓ニ達シテ居ルノデアリマス、私ハ此大ナルシテモ、私ノ見透シ違ヒニナランコトヲ望ム者デアリマス、此一週間内ニ於キマシテシテモ、各產地ハ絲ヲ買フコトガ出來ズニ、商工省へ泣付イテ來ルコトハ、モウ能ク分ッテ居リマス、ソレデ一箇月位ハ泣キ／＼暮シテモ、遂ニハ辛抱ガ出來ナクナル、参考ニ二月中ノ現状ヲ此際御承知下サル爲ニ申上ス、續イテ承リタイ重い問題ハ、又一ノ配給ニ付テ、當局ハ懸命ノ努力ヲサレテ居ルノデアリマスガ、極メテ不圓滿デアリ、三月中ニ日本中ノ絲屋デ綿絲ノ公定價格デ賣ル者ハ一人モアリマセヌ、此絶對ナイト云フヤウナ問題ニ付テ、商工省ハ顏色ノ初カラ能ク分ッテ居ル、綿絲ニハ百何十ト云フ銘柄ガアルノデアリマス、番手ガアルノデアリマス、其番手モ示サズニ、無茶苦レバ其絲ガ買ヘナイ、又若シ其買ヒニ行ッタチ絲屋ヘ絲ヲ買ヒニ行キマスト、包ミ金ヲ要求スルノデアリマス、包ミ金ヲ出サナケレマシテモ、其配給券ニ依ツテ好ム絲ヲ買フコトガ出来ルト思フノデアルカ、織物製造業者ハ其欲スル絲ヲ買フコトガ出来ルト思

尙ホ此問題ニ付テハ、私ハ商工省ダケノ責任ダトハ申シマセヌ、大藏當局ニモ責任アリト考ヘルノデアリマスガ、大藏省ガ爲替管理ニ力ヲ入レ過ギテ、輸出品ノ原料デアル棉花ノ輸入ニマデケチ／＼セラレル、其影響モアルト思フノデアリマス、工業ノ原料資源ト云フモノハ、相當ニ「ストック」ガナケレバ、決シテ十分圓滿ニ行クモノデアリマセヌ、國內ノ需要ノ棉花ニ付テモ、本當ニ窮スルマデハ爲替許可ヲシナイコトアリカ、今日ノ狀態ヲ招イタ原因ノ一ツデアルト思フノデアリマス、國內ノモノニ對シテハ、何ト申シマスカ、自分ガ分ラヌモノデアルカラ、爲替許可ヲ與ヘズニ、干乾ニシテ、サウシテ陳情スル者ニハ許可ヲ與ヘテ行ク、丁度田舎ヘ行ケバヨク軒端ニ燕ガ巣ヲクヒマスガ、燕ナドハ雛鳥ガ腹ガ空イテチイ／＼鳴クト、親燕ガ餌ヲ充ガヒマスガ、吾々中小工業者ハ御役所ニハヨウ行カナイ、デアルカラ其聲ガ當局ニ響カナイ、斯ウ云フヤウナ關係デアルカラ商工省ノ配給ニモ、棉花ノ輸入ニ付テハ、大藏省モ將來ヲ達觀シテヤッテ貰ハナケレバナラスト思フノデアリマス、國際收支ノ適合ヲ圖ルニハ、國內ノ需要ヲドレダケ節約スペキデアルカ、斯ウ云フコトヲ國民ニ發表スル必要ガアル、知ラシムベカラズ、由ラシムベシノ方針ヲ以テ、ソレヲ發表シナイ、ソレガ洵ニ誤タコト、デアルト思フノデアリマス、故ニ之ヲ是非發表シテ戴キタイト思ヒマスガ、若シ大藏當局ガソレハ發表ハ罷リナラスト言ハレマ

シテモ、私ハ能ク知シテ居リマス、何故分ルカト申シマスト、日本ニ於テ「ステープル・ファイバー」ハ昭和十一年ニ二万五千噸シカ出來テ居リマセヌ、昭和十二年ニハ七万三千噸シテ、此數字ヲ以テ逆算スレバ、直グ棉花ハ想像ガ付クノデアリマス、デアルカラ之ヲ御隱シニナツテモ何等利益ハナイ、知ッタ者ダケガ分クテ居ラテ、知ラヌ者ハ分ラヌト云フヤウナコトハ非常ニ困ル、又最近「ステープル・ファイバー」ガ増産サレマスケレドモ、昭和十二年十二月、即チ昨年末ニ於テハ、之ヲ畊數スレバ四万四千畊デアル、是レ以上ハ私ハ申シマセヌ、是デアナタ方ノ御答辯ニナル材料トシテ置キマスカラ、正直ニ、率直ニ御答辯ヲ願ヒタインデアリマス、又商工省、或ハ外務省ニ關係ガアルカ知レマセヌガ、外務當局ガ居ラレマシタラ御答辯願ヒタイ——居ラレマシタラ御答辯此輸出ノ點ニ付テ御尋致シマス、輸出ハ滿洲、關東州ニ向ケマスルモノガ減少致シマスコトハ、是ハ承知ヲシテ居リマスカラ、敢テ承リマセヌ、併ナガラ求償主義ニ依テ、相手國ト我國トノ輸出入ノ關係カラ、我國ガ輸入ヲ制限スル結果減少スベキコトニ付テ、斯ウ云フヤウナ問題ニ付テハ、政府ハ斯ウ云フモノヲ沒收スル必要ガアルト思フ、其意圖アリヤ否ヤヲ承リタイト思フノデアリマス、一向ドナタモ政府委員ガ見エヌデ、スルコトヲ強制サレテ居ルノデアリマス、云フモノヲ沒收スル必要ガアルト思フ、其意圖アリヤ否ヤヲ承リタイト思フノデアリマス、一向ドナタモ政府委員ガ見エヌデ、私ハ質問ニ不便ヲ感ズルガ、斯様ナ始末デシテ、當局ニ御傳ヘラ、今陸海軍當局ハオ居ニナリマセヌガ、此本會ノ速記録ヲ通ジマシテ、當局ニ御傳ヘラ、ヒタイ、ソレハ中小工業ガ斯様ナ窮状ニナツテ居ルノデアリマスカラ、廣義國防ノ見地カラ、軍需ノ織物ハ此窮乏ノ產地ヘ註文セラレタイノデアリマス、是マデハ陸軍デモ、

居リマス、是ノ引下ノ交渉ヲシテ、是ガ促進ヲ圖ルノ意圖アリヤ、又北支ノ蒙騙羊毛カ、出來タノデアリマス、是デ北支カラノ花ノ輸入ヲ制限セズニ入レルノ意思ガアルカドウカ、此點ヲ承リタイ、又北支ノ棉花ノ輸入ヲ圖ルノデアルカ、又ハ北支政策トシテ、北支ニ紡績會社ヲ設ケテ、向フデカ、次ニ北支ヨリ羊毛、棉花ヲ輸入シテ、其絲ヲ使フト云フ意圖ヲ有スルノデアルカ、次ニ北支ヨリ羊毛、棉花ヲ輸入シテ、我國ヨリ織物其他ヲ輸出シテ、有無相通ズルコトガ、所謂宣撫工作上ニモ必要デアルト思フノデアリマスガ、當局ノ方針ハ如何デアリマスカ

其他詳細ナルコトハ他ノ機會ニ譲ルコト致シマスガ、次ニ質問シタインハ、中小工業ノ保護ノ處置デアリマス、先ヅ綿布ノ輸出ニ付テ、綿絲ノ配給ヲ過去ノ實績ヲ循環スルコトハ、遂ニ中小工業ガ倒レルコトトニナル、中小工業ガ買フ綿絲ハ配給機關ヲ經テ、サウシテ其配給機關ニ口錢ヲ支拂フノデアリマス、之ヲ假ニ二%トスルナラバ、一貫作業ヲスル紡績會社ニ順次其實績ガ移スルコトヲ強制サレテ居ルノデアリマス、斯ウ云フヤウナ問題ニ付テハ、政府ハ斯ウ云フモノヲ沒收スル必要ガアルト思フ、其意圖アリヤ否ヤヲ承リタイト思フノデアリマス、一向ドナタモ政府委員ガ見エヌデ、私ハ質問ニ不便ヲ感ズルガ、斯様ナ始末デシテ、當局ニ御傳ヘラ、今陸海軍當局ハオ居ニナリマセヌガ、此本會ノ速記録ヲ通ジマシテ、當局ニ御傳ヘラ、ヒタイ、ソレハ中小工業ガ斯様ナ窮状ニナツテ居ルノデアリマスカラ、廣義國防ノ見地カラ、軍需ノ織物ハ此窮乏ノ產地ヘ註文セラレタイノデアリマス、是マデハ陸軍デモ、

法ノ企圖致シテ居ルノデアリマシテ、今回改正
ガ御心配相成リマシタ點ト同ジコトヲ心配
致シマシテ、需給調整協議會ヲ作りマシテ、
民間ノ實業界ノ知識經驗ヲ本法施行ニ協力
シテ戴カウト云フ趣旨ニ外ナラナイノデゴ
ザイマスカラ、ドウゾ御諒承ヲ願ヒタイト
思フノデアリマス、例ヘバ國際收支ノ今後
ノ見透シデアルトカ、或ハ國防資材ノ關係
ナドノヤウナ事苟モ機密ニ屬シマスルモノ
ヲ除キマシテハ、出來得ル限り貿易審議會
ニ諸リマシテ、サウシテ此臨時措置法ノ施
行上重要ナル事項ニ付キマシテノ、御意見ヲ
伺フヤウナ方針ヲ採ツテ居ルノデアリマス、
唯御承知ノ通リ今日ノ產業經濟ノ實情カラ
見マシテ、其變轉急激ナル餘リ、審議會ニ
御諮詢スル遑ナク、命令處分ヲヤッテ居ルモ
ノナドニ付キマシテハ、後日ニ於テ審議會
ニ御報告ヲ申上ゲマシテ、サウシテ同會ノ
御諒解ヲ求メテ、本法ノ圓滑ナル施行ヲ致
第デアリマスカラ、本法施行ニ付テ諸問委
員會ヲ作ル考ハアリマセヌ、此點ハ御諒承
願ヒタイト思フノデアリマス

御承知ノ通り、昨年下半期以來亞米利加ニ
於ケル經濟界ノ不況、或ハ又原料國ニ於ケ
ル農產物價格ノ低落ニ因リマス所ノ購買力
減退、隨テ不況ト云フヤウナコトヤ、或ハ
日支事變勃發以來、我國ノ公正ナル態度ヲ
理解セザル人々ニ依ツテ起サレタル排日「ボ
イコット」ト云フヤウナモノノ爲ニ、今後ニ
於キマスル我國ノ輸出ト云フモノハ、遽ニ
樂觀スルヲ得ザルコトハ御示ノ通リデゴザイ
マス、殊ニ纖維工業ノ輸出ハ只今御話モゴ
ザイマシタヤウニ、我ガ輸出ノ大宗デアリ
マシテ、極メテ重要デアリマスノデ、此輸
出製品ニ要スル原料ノ輸入ト云フコトニ對
シマシテハ、當局ト致シマシテハ、特別ノ
考慮ヲ加ヘマシテ、少クトモ最惡ノ場合ニ
於キマシテモ、從來ノ輸出額ヲ維持スルコ
トニ極力努メテ、色々ノ方策ヲ執リタイト
考ヘテ居ルノデアリマス、北支ノ人絹織物
關稅ニ對スル善後處置ニ付キマシテハ、目
下關係各省ニ於キマシテ協議ヲ致シテ居ル
ヤウナ次第デゴザイマス、ソレカラ北支那
カラ參リマスル羊毛ノ輸入ニ付キマシテハ
特別ノ考慮ヲ加ヘマシテ、是ガ輸入ヲ促進
スルコトニ努メタイト考ヘテ居ルノデアリ
マス

御同情ニ堪ヘナインデゴザイマシテ、商工省ト致シマシテ、ソレガ輸出品ノ原料デアリマス限りハ、出來ルダケ何トカ此輸入ヲ認ヌテ、輸出振興ニ努メルト共ニ、中小工業ニ對シマシテハ、其配給ノ點ニ特ニ留意ヲ致シマシテ、間違ノナイヤウニト努メテ居ル次第デゴザイマス、唯御承知ノ通リ日支事變以來ノ今日ノ國際情勢ノ切迫セル狀況カラ見マスト、平和産業方面ニ於キマシテハ、一方軍需材ノ輸入力ヲ高メ且ツ確保スルト云フコトヲ考慮致シマス關係上、平和産業ノ方ノ原料輸入ガ或ル程度ノ不便ヲ餘儀ナクセラレテ居ルコトハ御示ノ通りデゴザイマシテ、非常ニ不當ナル苦境ニ立ツト云フヤウナコトノナイヤウニ、其原料ノ配給ヲ公平ニスルヤウニ努力ヲ致シマスル考デゴザイマス

更ニ軍需品ノ民間ニ對スル註文ガ從來大キナ工業家ノ方ニ偏在スルノ形ガアルコトハ遺憾デアルト云フ御意見デゴザイマシタガ、今後ニ於キマシテハ、能ク陸海兩省ト協力致シマシテ、中小工業ノ方々ニモ公平ニ其註文ヲ配分スルト云フコトニ、商工省ハ、其マシタコトヲ遺憾ト致シテ居ルノデゴザイマスガ、綿製品以外ノ、或ハ鐵ノ關係ノ小サナ工業者ナドハ、工業組合ヲ作ラセマシテ、サウシテ軍需品ノ註文ニ付キマシテハ、商工省ガ間ニ入リマシテ、遺憾ナキコトヲ期シテ居ルヤウナ次第デゴザイマス

シテ、色々御意見ガゴザイマンタガ、商工省ト省ト致シマシテ見ル所ヲ率直ニ此機會ニ申上ゲテ置ク方ガ宜カラウト考ヘルノデアリマス、「ステーブル・ファイバー」ノ品質ト云フモノニ付キマシテハ、從來兎角ノ批評ノアリマシタコトハ、能ク承知ヲ致シテ居ルノデゴザイマスケレドモ、御承知ノ通り日進月歩ノ勢ヲ以テ其品質ニ於キマシテモ、段々改善セラレテ居ルヤウニ、商工省トシテハ認メテ居ルノデゴザイマス、殊ニ政府ノ実施シテ居リマス所ノ綿絲トノ混紡品ニ付キマシテハ、相當程度ノ強力ヲ持テ居ルモノデアルト、私共ヘ考ヘテ居ルノデゴザイマシテ、サシタル心配ハ要ラヌヤウニ當局トシテハ考ヘテ居ルノデアリマス、尤モ國內需要ノ中ニ於キマシテ、「ステーブル・ファイバー」混紡デハ役ニ立タナイ特殊ノ物ニ付キマシテハ、例外ヲ設ケマシテ、例ヘバ花筵ノ経絲デアルトカ、或ハ其他「ステーブル・ファイバー」ヲ入レルコトヲ不手際ト致シマス物ニ付テハ、例外ヲ設ケテ居ルヤウナ次第デゴザイマス、價格ノ點ニ付キマシテモ、只今御示ノヤウナ事實ハゴザイマスケレドモ、唯綿絲ガ最近格段ニ格安ノ今日ニ於キマシテハ、綿布ニ比較致シマシテ、後我國ニ於キマシテ「バルブ」ノ自給計畫ガ確立致シマスルト共ニ、價格モ漸次低下致シマスルコトヲ、當局トシテハ期待致シテ居

ルノデアリマシテ、コ、暫クハ日支事變ト云フ重大ナル時期ニ必要ナル物ノ輸入力ヲ確保スル意味ニ於キマシテ、國際收支ノ適合ノ見地カラ見マシテ、個人經濟ニ於テ或る程度ノ御不便ヲ忍ンデ戴キタイト云フコトガ、商工省ノ今日ノ考アルノデゴザイマス、詳細ナコトハ又委員會ニ於キマシテ、御答辯致スコトニ致シマス(拍手)

○副議長(金光庸夫君) 太田政府委員
(政府委員太田正孝君登壇)
○政府委員(太田正孝君) 渡邊サンノ貿易ニ關聯シタ爲替ノコトニ付テノ御質問ニ御答申上ガマス、既ニ度々申上ガマシタ通り爲替ヲ維持シテ行クト云フコトハ、只今ノ經濟政策ノ根幹ニナツテ居ルノデアリマス、其意味ニ於キマシテ、今迄ノ自由ノヤリ方ニ制限ヲ加ヘ、遺憾ナク此時局ニ對應スル爲ニ、必要ナ品物ヲ得タイ、斯ウ云フ狙ヒノ下ニ計畫ヲ立テマシテ、各種ノ品物ニ付キ、軍需品、民需品ヲ問ハズ、其計畫ノ下ニ輸入關係ヲ處理シテ居ルコトハ、只今木暮君カラ言ヘレタ通リデアリマス、而シテ此事柄ガ平和產業ニ御迷惑ニナル點ノ少クナイト云フコトモ承知シテ居リマス、併シ問題ハ輸出貿易ノ伸張スベキコト、茲ニ渡邊サンノ極力力ヲ入レテ御述ニナリマシタ、中小商工業ノ爲ニ圖ラナケレバナラヌト云フコトハ、申ス迄モナイトデアリマス、此意味ニ於キマシテ割當テラレタモノデアリマシテモ、サウ云フ點ニ留意致シマシテ處理シテ居ルノデアリマス、御引例ニナリ

マシタ棉花ノ如キニ於キマシテモ、商工省ニ於テ臨時措置法ニ依リ許可ヲサレタ場合ニ於キマシテハ、大藏省トシテヘ速ニ其處理ヲシテ居ル譯デゴザイマシテ、大藏省デ手ヲ加ヘル部分ハ斯ウ云フ點ニ於テハ毛頭ナイノデゴザイマス

第二ニ滿洲ノ關係、北支ノ關係ニ付テノ御質問ガゴザイマシタ、此點ハ所管省トシテ色々御話申スベキコトガゴザイマセウガ、大藏省ノ爲替政策ト申シマシタナラバ、滿洲ト日本トノ關係ハ一體トナツテ爲替ヲ考ヘテ居リマス、日本ノ輸出輸入、滿洲國ノ輸出輸入、日本ノ貿易外ノ受取勘定、支拂勘定、滿洲國ニ於ケル貿易外ノ受取勘定、支拂勘定、之ヲ日滿一體トシテ出ガ幾ラニナル入ガ幾ラニナルト云フ立前ノ下ニ、爲替政策ヲ立テ、居ルノデゴザイマス、此點ニ於キマシテハ日本ノ圓ト滿洲國ノ貨幣價值トノ關係ハ同率ニアリ、一體ヲ成シテ居ルノデゴザイマシテ、此點ニ於テ爲替政策ヲ遵奉シテ居ルノデゴザイマス

北支ニ付キマシテハ事未ダ確定スル所マテ行シテ居リマセヌガ、御案内ノ通リ北支ヲ一つノ地域ト見マシテ、此處ニ入ルモノガ幾ラアル、出ルモノガ幾ラアル、貿易外ノ勘定ガ幾ラアルト云フコトヲ考ヘテヤラナケレバナラヌノデゴザイマスガ、貨幣制度ニ對シマシテ簡單ニ遞信省ガ從業員ニ對シマシテ「ステーブル・ファイバー」混用品ヲ服用ヒルコトニ至リマシテ經緯ヲ申上げマス、「ステーブル・ファイバー」混用ト云フコトハ今日國策トシテ決定シテ居ルノデアリマス、隨テ内務省トシテモ此國策ニ順應致シマシテ、巡査ノ制服ニ付キマシテモ、混用品ヲ用ヒルコトニ各地方官憲ニ示達致シテ居リマス、唯先程モ犬養政府委員カラ申サレタ通リニ、雨露ニ暴サレル特殊ノ被服ニ付テハ、暫ク之ヲ見合セテモ宜イト

ルコトニナツテ居リマスルガ、我國ノ圓トノ關係ニ於テドウナルカト云フコトニ付キマシテハ、最モ注意ヲ要スル點カト思ヒマス、水ニ弱イノデハナイカト云フ點ニ付キマシテハ、何分ニモ下級ノ激シイ勞働ヲスル從業員ノコトデアリマスカラ、外套ニ用ヒルコトハ今ノ所止メテ居リマス、次ニ耐久力ニ付キマシテハ、本物ヨリハドウモ弱イコトハ事實デアリマス、併シ經濟問題カラ申シマスルト、混用品ヲ用ヒマスト大體一著分ノ一割ノ節約ガ出來ルノデアリマス、此一割ノ節約ガ出來ルト云フコトカラ脱ミ合セマシテ、多少耐久力ガ弱クテニ經濟ガ發展シテ行クカト云フコトハ、別ニ考ヘナケレバナラヌ點デゴザイマス、申上ゲル迄モナク、此北支ヲ一體トシタ經濟ノ伸ビ行ク爲ニ、爲替ノ關係ニ於キマシテモ、日本ノ圓トノ關係ニ於キマシテ、此北支ノ經濟開發ノ線ニ沿ウテ、日本ノ爲替政策ヲソレニ合セテ行フト云フコトハ申上げル迄モアリマセヌ

關稅其他ノ點ニ付キマシテハ、所管省モ遠ヒマスルノデ私カラ申上ゲル段デハゴザイマセヌ、簡単ニ御答申上ガマス(拍手)
(政府委員犬養健君登壇)
○政府委員(犬養健君) 渡邊サンノ御質疑ニ對シマシテ簡單ニ遞信省ガ從業員ニ對シマシテ「ステーブル・ファイバー」混用品ヲ服用ヒル件ニ付キマシテ、簡単ニ御答申上ゲマス、「ステーブル・ファイバー」混用ト云フコトハ今日國策トシテ決定シテ居ルノデアリマス、隨テ内務省トシテモ此國策ニ順應致シマシテ、巡査ノ制服ニ付キマシテモ、混用品ヲ用ヒルコトニ各地方官憲ニ示達致シテ居リマス、唯先程モ犬養政府委員カラ申サレタ通リニ、雨露ニ暴サレル特殊ノ被服ニ付テハ、暫ク之ヲ見合セテモ宜イト

具體的ニ申シマスレバ、外套デアリマストカ、云フ旨ヲ併セテ通達シテ居ルノアリマス、帽子ニ付チハ特別ニ考慮致スコトニ致シマシテ、大體ニ於テ國策ニ順應致シマシテ、二割程度ノ「ステープル・ファイバー」混用品ヲ用ヒルコトニ致シテ居リマス(拍手)○渡邊五三郎君　只今色々御鄭重ナル御答辯ヲ賜リマシタケレドモ、私ノ質疑ノ要點ヲ外レテ居ルコトヲ遺憾ト致シマスガ、何レ詳細ハ委員會等ニ於テ承ルコトニ致シマシテ、私ハ此程度デ質問ヲ打切りマス○副議長(金光庸夫君)　田中源三郎君

ニ基ク物價ノ昂騰ヲ促シテ、國民生活ノ安
定ヲ脅カスニ至ル虞ガアルト考ヘマス
ルガ故ニ、政府ハ特ニ此點ニ留意ヲ致シ
マスト共ニ、民間ノ實業企業團體ト共ニ、
眞ニ國難打開ノ見地ニ立ツテ國家的產業
ノ下ニ自治ヲ以テ之ヲ打開シ、政府又其
指導監督ヲ誤ルコトナキヤウ、私共ハ十
分警告ヲ致シテ置イタ次第デアリマス、
然ルニ昨年ノ九月以降本案ガ實施サレマシ
テ、現今ニ至ルマデノ運用ノ跡ヲ見マスル
場合ニ於キマシテハ、洵ニ私共ハ遺憾ノ點
ガ多イコトヲ見ルノデアリマス、其結果ト
致シマシテ、勿論國際收支ノ均衡上、爲替
相場ノ維持ヲ致スト云フコトハ重大ナル點
デアリマスルガ、近來我國ノ貿易ノ輸出入
ハ非常ニ低落ノ一途ヲ辿ッテ居リマス、其
反面ニ内地ニアリマスル所ノ物ノ價ハ昂騰致
シテ來テ居リマス、亞米利加ニ於テモ、或ハ
英國ニ於テモ、我國ヨリ物價ノ高低ニ於テ
一割乃至二割ノ開キヲ見セテ居リマス、即チ
今日日本ハ亞米利加ヨリ、或ハ英國ヨリ一
〇%或ハ二〇%物價高ノ狀態ニアルコトハ
明カデアリマス、又曾テ大藏大臣ハ、成程爲
替水準維持ノ爲ニハ爲替管理ヲ強化致スケ
レドモ、之ニ依ヅテ直チニ我國ノ對外貿易
ガ極端ナル萎縮ヲ致スト云フコトハナイ、
又左様ニ皆様ガ心配サレル程我國ノ物價ハ
スガ、果シテ大藏當局ガ申サレタ其言葉通

現情ガアルデアラウカ、私共ハ沟ニ此大臣ノ言葉ト綜合致シマシテ、今日ハ遺憾ノ感ヲ持ツ者デアリマシテ、現情ノ儘我國ノ對外貿易ガ進ンデ參リマスナラバ、私共ハ前途沟ニ心痛ニ堪ヘナイ狀態デアルト思フノデアリマス、斯ノ如キ貿易上ノ減ヲ來スト云フコトハ、單ニ爲替水準ヲ維持スルト云フコトノ強化政策ノミニ於テ來ッタモノデアルト、大藏大臣ハ申サレルノデアリマスケレドモ、私共ガ考ヘテ見マスルニ、平時ニ於キマシテ我國ノ物資原料ノ完全ナル調査ヲ遂ゲテ置イテ、一朝事アル場合ニハ、之ニ對スル所ノ十分ナル用意ガ政府當局ニ缺ケテ居ツタコトハ、是ハ政府方如何ニ申サレテモ、缺ケテ居ツタ點ガアルト私共ハ信ズルノデアリマス、又隨テ此缺ケテ居ル點ヲ對外貿易ノ上ニ於テ、其足ラザル所ヲ補フヤウナ用意ガ政府ニ缺ケテ居ツタ云フコトヲ、私ハ申上ゲルノデアリマス、政府ハ長期持久戦ニ對シテ國內資源、民間原料、或ハ軍需資源ニ對シテ平素ヨリ能ク調査致シテ、一朝有事ノ際ニ對應致スペキ所ノ方策ヲ樹立致シテ置クベキ筈デアルノデアリマス、併ナガラ政府ニ於テ左様ナ用意ガ缺ケテ居ツタ結果、今次ノ事變ニ當リシテ行キマシテ、サウシテ一方ニハ、唯軍備資材ガ多ク要ル爲ニ、軍備資材ノ輸入方ノヲ頭カラ其輸入ヲ抑ヘテ行クヨリ外仕方

執ラレルカラ、今日ノ我國ノ貿易ハ益、萎縮一點張リノ低落ヲ逃ツテ行クト云フコトニ相成シテ來タノデアリマス、此點ニ付テハ何ト政府ガ仰シヤツテモ、明ニ政府ノ失態ニアリ、政府ノ用意ノ缺ケテ居ルト云フコトヲ申上ダルノテアリマス（拍手）ソコデ私ハ今次ノ事變ニ對シテ、此法案ヲ見マスル前ニ、度々本會議、或ハ豫算委員會ニ於テ、大藏當局ナリ、或ハ商工當局ハ、ドウモ我國ノ爲替水準ヲ維持シテ行クト云フカカラ考へテ見ルナラバ、斯ウスルヨリ致シ方ガナイト云フ答辯ヲ何時モ爲サルノデアリマス、私ハ昨年七月ノ臨時議會ニ於テモ申上ゲテ居ル、此輸出入ニ對スル臨時處置法ノ委員會デモ申上ゲテ居ル、何レスウ云フ時ガヤツテ來ル、或ハ長期抗戰ヲヤツテ行クト云フヤウナ時ニ至リマスナラバ、豫ス爲替相場ヲ維持スル爲ニ、一方ニ必要ナル所ノ國內ノ工業原料ノ輸入ヲ極度ニ防遏スルダケデハイケマセヌ、海外ニ居ル所ノ外交官ヲ動員シ、民間ノ實業家ト相提携シテ、物ノ經濟ニ依ツテ行クト云フコトヲ致サナケレバ、到底十分ナル所ノ補給ヲ致スト云フコトハ出來ナイ、益、日本ハ孤立シタ所ノ政策ニ陥ツテ行クノデアルト云フコトヲ屢、申上ゲテ居ルノデアル、若夫レ政府ガ昨年來物ノ經濟ニ對シテ亞米利加及ビ印度、其他ノ各國ニ向テ民間竝ニ外交官ヲ極度ニ動員ラ致シテ、其國民ニ今次事變ニ對シテ日本ガ執ツテ居ル政策ハ正シイノデアル、日本ハ正

シイ事ヲヤツテ居ルノデアルカラ、日本ニ對スル所ノ貿易ニ對シテハ、君ノ方ハ心カラ援助シテ戴キタイト云フ所ノ諒解ヲ求メテ行キマスナラバ、即チ爲替ノ水準ヲ維持シテ、是ハ直チニ決済ヲセズトモ、「クレヂット」ヲ組ムト云フコトガ出來ルノデアリマス、又延取引ガ出來ルト云フコトモアルノデアリマス、現ニ亞米利加ニ於テモ、印度ニ於テモ延取引ヲスルト云フコトハ、其國ノ實業家ト我國ノ當業者トノ間ニ話ガアッタノデアリマス、私ハ此點ニ付テ警告ヲ致シタノデアル、當時吉野商工大臣ハ御説御尤デアル、直チニ左様ニ致スヤウニ考ヘルト云フコトヲ、委員會ニ於テ言明致シテ置キナガラ、之ニ對シテ何等ノ措置モ御執ニナツテ居ラナイノデアル(ヒヤー)現在印度ニ於テハ延取引ヲヤッテモ宜イト云フコトヲ言シテ居リマス、サウ云フコトニ對シテ政府ノ御努力ガ足リナイト云フコトノ結果ガ、今日集ツテ來テ益、工業原料ニ致シマシテモ、軍備資材ニ致シマシテモ、國內ニ輸入致スコトニ非常ニ困難ヲ感ジテ來テ居ル狀態デアルノデアリマス、私ハ政府ガ是等ノモノニ對シテ努力ヲ拂ツテ戴カナカッタ云フコトハ、洵ニ遺憾ニ堪ヘナイノデアリマス(拍手)

ノ非常ニ主要ナ部分ヲ占メテ居ル綿布ノ根
源デアル此棉ハ、大抵ハ一年間分ヲ概ネ纏
メテ亞米利加等カラ買ツテ置クノデアル、斯
ウ云フ安イ時ノ「チャンス」ヲ捉ヘテ棉ヲ買ツ
テ置イテ、サウシテソレヲ漸次綿製品トシ
テ海外ニ賣出シマスカラ、英國ノ「ランカ
シャ」紡績ヲ壓迫致シテ、今日日本ニ入ッテ參
リマス棉ノ六割ヲ外國ニ出シテ居ルト云フ
ヤウナ、殷盛ヲ極メタ状態ニマデ此綿業界
ガ發達シテ來タノデアル、又亞米利加ニ對
シテ日本ハ片貿易デアル、日本ハ亞米利加
カラ輸入バカリシテ居ル、日本カラ買ツテ
吳レル所ノ主要ナル部分ハ生絲ダケデア
ル、然ラバ此片貿易ニ對シテ、何故亞米利加
ニ向ツテ「バータ」ヲ採ツテ行カナカツタカ、商
務官ハ一體何ラシテ居ツタノダ〔ヒヤ／＼〕
一面ニ於テハ濱太刺利ニ對シテハ「バ
ター」ヲ採ラレ、英國ニ於テハ「オッタワ」
會議以來關稅ノ障壁ヲ設ケテ、我國ノ貿易
品ハ平素デサヘモ是ガ輸入ヲ抑壓サレル現
狀ニアル時ニ當ツテ、サラデダニ國家ガ斯
様ナ事態ニアル場合ニ於テハ、少クトモ政
府自ラ民間ト協力ヲ致シテ、亞米利加ニ
向ツテ逆ニ日本カラ「バーター」ヲ採ルベキ
ヲ持ツテ居ツテ、貿易ノ總額ヲ決メテ置イ
テ、戰爭ガ長延イテ金ヲ拂ツテ行ケバ、金
努力ヲ拂ハズシテ置イテ、唯有ルダケノ金
ガ足リナクナツテ、爲替維持ノ上ニ於テ困

ルカラ、一方ヲ削レ、一方ヲ削レト云フヤ
ウナ、日和見主義ナ政策ヲ採ラレル、斯様
ナ政策ナラ何人ト雖モ執レル、斯ウ云フヤ
ウナコトヲナサツテ置イテ、マダノ、平然ト
シテ今日爲替水準維持ノミニ汲々トシテ、
貿易ノ進展策ニ對スル所ノ政府ノ所信ト云
フモノハ、一遍ダニ本會議並ニ豫算總會ニ
於テ發表サレタコトガナイチヤアリマセ
ヌカ(拍手)私ハ今日斯様ナコトヲ考ヘテ見マス
ル時ニ於キマシテ、政府ニ對シテ特ニ申上
ゲタイコトヘ、今日ハ非常ニ外國ノ感情モ
惡クナツテ居ル、先程私ガ申シタ「クレヂット」
設定、或ハ延取引ノ問題ノアッタ時ニハ、亞
米加利ニ於テモ、印度ニ於テモ其通りデ
アッタ、所ガ「パネ」號事件ガ發生致シテ
來テ、ドウモ個人トシテノ延取引ハヤツテ
モ宜イガ、之ヲ「クレヂット」ヲ組ムトカ、國
トシテ新ナ信用ノ下ニ物資ヲ供給スルト
云フコトヘ、困難ダト云フコトヲ言ツテ居
ル、斯ウ云フヤウニ段々感情ガ惡クナツテ
行ク、或ハ貿易外ノ收支カラ見マシテ
モ、今日正シイ所ノ日本ノ信用ヲ誤解シ
テ居リマスル爲ニ——貿易外ノ收支ノ最
モ多イ所ノ金ハ何デアルカト云フト、觀
來タカ、殆ド觀光客ト云フ者モナイノデ
光客ガ日本ノ内地ニ落ス金デアル、約一億
カラ落ス所ノ金ガ——本年ハ何人程入ッテ
キマシテ、我國內ニ於テ製品サレル所ノ品
アリマス、斯様ニ貿易外ノ收支ヲ見マシテ
モ、或ハ又今日極端ナ爲替ノ管理ノ下ニ於

非常ニ生産「コスト」ガ高クナッテ來テ居ル、此外貿易ノ上ニ於テ非常ナ不利ヲ來シテ居ル所ノ原因デアル、今日ハ斯様ニ生産「コスト」ガ高クナッテ來テ、對外貿易——我國ノ品物ヲ輸出スル場合ニ不利ナ條件ニアリ、外國ノ感情モ好クナイ、國內ハ公債ヲ増發致シテドシ／＼ト軍需工業ニ注ギ込ンデ行クトモ、今日ノ此日本ノ國ガ一度持ッタ所ノ世界ノ貿易市場ヲ維持シテ行クト云フコトハ、洵ニ困難ノ狀態デアルノデアリマス、隨テ政府ハ將來我國ノ貿易ノ振興政策ニ對シニハ、如何ナル政策ヲ持チニナッテ居ルカ、之ヲハッキリト此議場ニ於テ御示シヲ願ヒタイト思フノデアリマス(拍手)

云フ風ナモノニ對シテハ是ダケノ許可ヲ致シテモ宜カラウ、之ニ對シテ大藏省ノ爲替局ノ方デハ、イヤ是ハドウモイケナイ、斯ウ云フ風デ何時モ統一シタ所ノ方針ノ下ニ許可ガナイノデアリマス、是ハ何故カト申シマスルナラバ、大藏省ト商工省トノ二百立デ行ツテ居ル、二本立デアル、譬ヘテ申シマスルナラバ印度ニ於テ棉ヲ買ツタ所ガ、百圓ノ棉デアル、此百圓ノ棉ヲ引取ラナケレバナラナイ、其時ニ大藏省ノ爲替局長ニ引取方ヲ許シテ貰ヒタイト云フト、ソンナ馬鹿ナ高イ棉ヲ引取ルト云フコトハイカヌヂヤナイカ、是ハ許スコトガ出來ナイ、斯ウ爲替局長ガ言フ、商人ハ前以テ百圓ノ棉ヲ約束シテ前ニ買ウテ居ルノデアル、之ヲ引取ラスト云フコトニナリマスト、印度ノ商人ハ日本ハ高イ所ノ物ヲ買ウテ居ルカラシテ、是ガ値ガ下ッタカラシラ引取ラナイデ、此約束ヲ「キヤンセル」スルノダト云フコトデ、印度ハ非常ニ怒ツテ、サウシテ日本ニ對スル所ノ綿布ノ輸入ヲ止メロト云フ所ノ「ボイコット」ヲ印度ノ商人ガヤリ出シタ、仕方ガナイカラシテ漸ク其事情ヲ説イテ、印度ニ向テ諒解ヲ得タ次第デアル、斯様ニ何時モ爲替許可ニ對シテ、貿易ノ本源ヲ知ラズシテ、單ナル金其モノニ對シテ許可ヲスル、一方ニ於テハ物ノ經濟ニ依ツテ物ヲ生ミ、信用ニ依ツテ物ガ生ムト云フ方針モ採ラナイ、又只今申シタ通リニ爲替其モノニ對シテハ唯額ナ政策ヲ採ラレル爲ニ、丁度商工省ト大藏

省ト二本立ノ方法ヲ行ツテ居ル、此二本立ガ居工、農林、大藏ノ爲替局、貿易局ヲ打ツテ、丸ト致シタ貿易廳ナルモノヲ設置致シテ、之ヲ綺制ヲ致シテ、決ツク方針ノ立ツタ、留易ノ基礎ノ上ニ於ケル所ノ命令ヲ出ス、總括的ナ廳ヲ拵ヘテ、サウシテソレニ依ツテ、貿易ノ振興ヲ促シテ行カナカツタナラバ、益跋行的貿易ニナリ、益是等ノ事務當局間ノ連絡不統制ニ依ツテ、營業者ガ迷惑ヲ致シテ、私ハ日本ノ貿易業ガ今日ヨリ一層不振ヲ來スモノデアルト思フノアリマスルガ（拍手）商工當局竝ニ大藏當局ハ何等カ此問ニ於テ御協議ノ上、之ニ對スル所ノ政策ヲ御立テナサル所ノ考ヲ持ツテ居ラレマスルカ（拍手）若シ之ニ對スル所ノ御準備ガアリマスルナラバ、日本ノ貿易業者ハ非常ニ今日迷ツテ居ル狀態ニアリマスルカラ、明ニ議場ヲ通ジテ國民ニ御示ヲ願ヒタイト有ズルノアリマス（拍手）

ナリマシタ所ガ 政府ハ閣議ヲ開イテ將來
勅裁ヲ經テ、兩國間ノ和平ノ協定ヲ致シ
テ、用兵作戰ノ要ナキニ至ツタ時ニ、此法
律ヲ廢止スルノデアル、時期トハソレヲ指
スモノデアルト言ハレタノデアリマス、併
ナガラ今日考ヘテ見マスルナラバ、成程蔣
政權、國民政府ガ支那ニアッテ、サウシテ
國民政府ガ參ッテシマッテ、日本ト和平協
定ヲ致スト云フナラバ、或ハ先般閣議ニ於
テ統一サレタ所ノ御答辯ノ趣旨ニ副フカモ
知レナイト思ヒマスルガ、今日我ガ政府ハ
蔣政權ヲ認メナイト云フコトヲ申シテ居ル
ノデアリマス、然ラバ新ニ生レテ出テ來ル
所ノ新政權ヲ對手ト致シテ、和平協定ヲ致
サナケレバナラスト云フコトニナル、其新
政權ヲ對手トシテ和平協定ヲ致スト云フコ
トニ致シマシテモ、中々相當長イ間ノコト
ト私共ハ思ハレル、又陸軍大臣ハ貴族院竝
ニ衆議院ニ於テ、相當支那ニ於テハ長期ニ
亘ツテ駐兵用兵ノ要アリト申シテ居ルノデ
アリマス、私ハ本法ガ臨時措置法デアリ、
而シテ國內ノ貿易業者ニ對スル此法ノ實施
期間ト云フモノガ、何時マデアルノカト云
フヤウナ點ニ付テ非常ニ貿易業者ガ迷ツテ
居ルト思フノデアリマス、今日ニ於キマシ
テハ所謂和平協定ノ行ハレル時期——本法
ヲ廢止サレル所ノ時期ト云フモノノ見透シ
ガ付カヌノデアリマス、此際政府ハ新ナル
所ノ見解ヲ以テ何時ニナレバ——ドウシタ
時ニ於テ所謂和平協定ガ出來ルカ、ドウシ
居ルト思フノデアリマス、今日ニ於キマシ
テハ所謂和平協定ノ行ハレル時期——本法
ヲ廢止サレル所ノ時期ト云フモノノ見透シ
ガ付カヌノデアリマス、此際政府ハ新ナル

所ノ時期ヲ明ニサレル要ガアルマイカト思
フノデアリマス、此點ニ付テ政府委員ヨリ
總理大臣ニ御話ノ上、私ハ總理ヨリハッキ
リト御回答ヲ承リタイト思フノデアリマ
ス

次ニ私ハモウ一黠御伺致シタイノデアリ
マス、本法案ニ於テ輸入制限ヲ受ケ、或ハ
禁止サレタ所ノ品物ガアルノデアリマス、
私ハ質疑ヲ致ス冒頭ニ於テ申シタノデアリ
マスガ、前議會ニ於テ臨時措置法ヲ審議致
ス場合ニ必ズヤ物價ノ昂騰ヲ來スカラ、消
費ノ統制ヲ行ツテ、物價ノ昂騰ヲ抑壓シテ、
國民生活ノ不安ヲ除クヤウニ致シテ貰ヒタ
イト云フ我黨ノ附帶決議ヲ付ケテ本案ニ贊
成ヲ致シタノデアリマス、所ガ之ヲ見マス
ルト、輸入制限ノ現行ノ二條第二項ニ於テ
「製品ノ配給」讓渡、使用又ハ消費ニ關シ必
要ナル命令ヲ爲スコト」又改正ノ第二條ノ
三ノ方ニハ「物品ノ需給關係ノ調整ニ關シ
必要ナル決定」トアルノデアリマス、是ハ
私ニハ洵ニ廣イ意味ノヤウニ考ヘラレテ、
一寸受取り惡イ點ガアルノデアリマスル
ガ、政府ハ此法律ニ依リマシテ、今日迄ニ
於キマシテ、是等ノ物價ノ統制ヲサレタコ
トガアルカドウカ、又物價ノ統制ヲサレ
此法律ヲ規定致ス上ニ於キマシテハ必ズヤ
物價統制ヲ致サナケレバナラヌコトト思フ
ガ、消費ノ統制、物價ノ統制ガ、國民ニ與
ヘタル所ノ影響等方如何ナル事態ニナッテ
居リマスルカ、詳細ニ御示ヲ願ヒタイト思
フノデアリマス、又私ガ更ニ御伺致シタイ

ノコトヘ、今後一般的ニ適用ヲ受ケル所ノ物
ノ上ニ於キマシテ、ソレ等ノモノガ評議
會、或ハ協議會ト云フヤウナモノニ掛ケラ
レテ、ソレニ依ツテ物價ガ統制サレルト云
フコトデアリマスルナラバ、是ハ半面ニ強イ
「トラスト」ヲ以テ強化サレタル「カルテル」
ヲ施行サレルモノト考ヘテ行カナケレバナ
ラヌ、此「カルテル」ガ益々物價ヲ騰貴致シテ來
ルダラウト私ハ思フノデアリマス、私ノ此
質疑ニ對シテ、政府ハ民間ノ自治ニ於テ物
價ヲ抑制シ、サウシテ消費ノ統制、配給ノ
統制ヲ致シテ行クノデアッテ、之ヲ監督
致シテ行クカラ、決シテ御心配ハナイト云
フ御答辯ヲ爲サルカモ知レナイト思フノデ
アリマス、併ナガラ昨年臨時措置法ヲ施行
サレテ以來、今日マデヘ、先程渡邊君ノ言
ハレタ通り、冬ニ浴衣ニ羽ガ生エテ飛ブ、晒
ノ布ガ數倍ニモ値上リヲスルト云フ風デ、
此法ノ中ニ一種ノ抜ヶ道ガアルノデハアル
マイカト私ハ思ヒマス、眞ニ配給ノ統制、
消費ノ統制、價格ノ統制ガ之ニ依ツテ完全ニ
全ニ行ハレテコソ、目的ガ達成サレルト私
ハ思フノデアリマス、之ニ對シテ政府ノ所
見ヲ伺ヒタイト思フノデアリマス、以上私
ル限リ詳細ナル御答辯ヲ煩ハシタイト存ズ
ルノデアリマス(拍手)

問ニ御答ヲ申上ゲマス、第一點ハ我國ノ貿易ノ貿易ノ要求ヲ爲スベシト云フ御意見デゴザイマシテ、當局ト致シマシテモ贊意ヲ表スル次第デゴザイマスルガ、唯我國ニ對シテ入超關係ニアル所ノ國々ニ對シマシテ、求償的ノ貿易ノ要求ヲ致シマスルト云フコトハ、其主義ニ於キマシテハ洵ニ結構ナコトデゴザイマスルガ、此點ニ付テハ貿易以外ニ其當時ニ於ケル所ノ政治上ノ關係ト云フヤウナモノヲ十分考慮致シマシテ、當方カラ致シマスル要求ノ時期デアルトカ、内容デアルトカ云フヤウナモノヲ篤ト研究シテ、決定スペキモノデゴザイマシテ、中々其取扱ニ困難ナル點ガ多イノデゴザイマスルガ、政府ハ御趣旨ノ在ル所ヲ能ク忖度致シマシテ、今後ニ於キマシテモ、十分本邦ガ入超國タル相手國ニ對シマシテ、求償的ノ貿易ノ要求ヲ致スコトニハ全力ヲ盡ス考デゴザイマス

政ヲ行ヒマシタ意味ニ於キマシテ、手際ガ必シモ宜カツトハ考ヘテハ居ラナイノデゴザイマス、併ナガラ從來ニ於キマシテモ、商工、大藏、農林其他關係各省ト常ニ緊密ナル連絡ヲ取リマシテ、商工省ニ於テ許可スペシト致シマシタモノハ、必ズ大藏省ニ於テ許可スルト云フヤウナ方針ヲ執ツテ參ツタノデゴザイマシタガ、併シ更ニ政府へ今後ニ於キマシテハ、物資需給ノ調整ヲ圖リマシテ、輸出入統制ノ極メテ圓滿ナル遂行ヲ期スル意味ニ於キマシテ、近ク政府部内ニ適當ナル機關ヲ特設致シタイ考ヲ持ッテ居ルノデゴザイマス、而シテ輸出入統制ノ運用ニ付キマシテハ、唯机上ノ空論ニノミ據ルコトナク、實際民間ノ實情ニ通ジテ居ル所ノ人達ノ御意見ヲ參酌シ、且ツ民間ノ經驗知識ヲ吸收致シマシテ、圓滑ナル遂行ヲ期シタキ考デ、從來ニ於キマシテモ商工省デ幾多ノ専門委員ノ方々ヲ囑託致シテ居ルヤウナ次第デゴザイマス

ノ減退ト云フヤウナコトガ相俟チマシテ、我國ノ輸出ノ前途ハ必シモ樂觀ハ許サムル状態ニ在ルコトハ御話ノ通リデゴザイマスルガ、政府ト致シマシテハ、從來海外ノ販路擴張ノ爲ニ執リ來リマシタ所ノ輸出補償制度、海外貿易斡旋所ノ設置トカ、或ハ海外市場ノ調査ト云フヤウナ、色々ノ施設ヲ是カラハ益々擴充強化致シマスルコトハ勿論デゴザイマスルガ、更ニ一段ト努力ヲ致シマスル點ハ、輸出用原料品ノ輸入許可、爲替許可ト云フモノハ、成ベル出來ルダケ迅速ニ之ヲ致シマスルト共ニ、輸出製品ト輸入原料トノ間ニ密接ナル連絡ノアル商品ニ付テハ、一定ノ輸出ヲ爲シタ場合ニ、之ニ相當スル原料ノ輸入ヲ認メテヤル、或ヘ又輸出品ノ原料ニ使用セラル、コト明ナル物ハ、關係業者若クハ團體ニ輸出上ノ責任ヲ負ハセマスル等ノ臨機應變ノ措置ヲ講ジマシテ、原料ノ輸入ヲ容易ナラシメ、延イテハ輸出價格ノ低下ヲ圖ラウト云フコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス

官報號外

昭和十三年三月四日

卷之三

院議事速記錄第一十一號

昭和十二年法律第九

正一號中改正法律案（輸出入品等二關稅臨時措置八件）第一讀

途ハ必シモ樂觀ハ許サマル
ナコトガ相俟チマシテ、
御話ノ通リデゴザイマス
シテハ、從來海外ノ販
賣來リマシタ所ノ輸出補償
ノヤウナ、色々ノ施設ヲ是
化致シマスルコトハ勿論
々更ニ一段ト努力ヲ致シ
用原料品ノ輸入許可、爲
ノハ、成ベル出來ルダケ
、スルト共ニ、輸出製品ト
密接ナル連絡ノアル商品
輸出ヲ爲シタ場合ニ、之
輸入ヲ認メテヤル、或ハ
一使用セラル、コト明ナル
右クハ團體ニ輸出上ノ責任
寺ノ臨機應變ノ措置ヲ講ジ
輸入ヲ容易ナラシメ、延イ
國下ヲ圖ラウト云フコトヲ
ノリマス

メタイト思フノデアリマス

第三ニハ本邦品ニ對スル「ボイコット」運動

ハ、相當ニ激シキモノガアルノニ鑑ミマシテ、國內ノ貿易關係諸團體及ビ海外ニ於ケル貿易關係諸機關ヲ動員致シマシテ、今回ノ日支事變ノ真相ヲ正確ニ知ラシムル爲ニ宣傳ヲシ誤解ヲ解イテ、邦品「ボイコット」ノ緩和ニ努メルト云フヤウナコトヲ致ス積

リデアリマス、其他配給統制、物價統制等ノ色々ナ國內政策ノ實行ニ當テモ、常ニ輸出振興ト云フコトヲ最モ重要ナル眼目ノ一

ツトシテ考慮致シマシテ、只今御示シノ如ク輸出ハ我國ノ極メテ重要ナル產業デアリマスコトニ鑑ミ、力ヲ致シタイト考ヘテ居ル次第アリマス

最後ニ日支事變關係デ輸入ヲ抑制禁止致シマシテ、品不足ニナリマシタ所ノ品物ニ對シテ、物價騰貴ヲソコニ招來スルガ、ドウ云フ對策ヲ持テ居ルカト云フコトデゴザイマス、品不足ニ伴ヒマシテ——言葉ヲ換ヘテ申シマスルト、輸入數量ヲ制限抑制致シマスル關係上、迄ヨリモ其品物ノ供給ガ潤澤デナクナッテ來ル、然ルニ需要ノ方ハドウデアルカト云フト、國策ヲ理解セザル所ノ、遺憾ナル一部ノ消費者ノ態度ト云フヤウナモノニ依リマシテ、寧ロ需要ハ増加

合セザル所ニ物價ノ昂騰ト云フモノヲ生ズルノデゴザイマスノデ、政府ニ於キマシテハ、原則トシテ生産力擴充或ハ又是等ノ不足セル品物ニ對シマスル代用品ノ使用、或

ハソレ等不足セル品物ニ對スル消費ノ節約等ニ依リマシテ、壞サレマシタ所ノ需要供給ノ「バランス」ノ回復ヲ圖ルコトヲ、原則的ニハ第一義ト致シテ居ルヤウナ次第デゴ

ザイマス、臨時應急ノ措置ト致シマシテハ、暴利取締令及ビ今回改正提案致シテ居リマスル所ノ輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律ノ適切ナル運用ニ依リマシテ、只今御指摘ニナリマシタヤウニ、第二條ニ依リマシテ取引狀況ノ定期的ノ報告、命令、

販賣價格ノ表示、或ハ最高價格ノ公定等ニ依ヅテ、急激且ツ不當ナル物價ノ騰貴ヲ抑制セント致シテ居ルノデゴザイマシテ、例ヘバ綿絲ノ如キ或ハ護謨ノ如キモノニ付キマシテハ、此法律ノ命令ニ依リマシテ、最高

價格ノ公定ヲ致シテ居リマシテ、其不當ナル暴騰ヲ抑制スルコトニ努力ヲ致シテ居ルコトハ、皆様ノ御承知ノ通リデゴザイマス、更ニ唯法規命令ノミニ依ヅテ、經濟界ニ

於ケル物價ノ統制ニ萬全ヲ期スルト云フコトハ中々困難デアリマスノデ、近ク中央地

方ヲ通ジマシテ、消費者ノ代表ヲ加ヘタル所ノ、物價ニ對スル監視ノ委員會ト云フヤウナモノヲ設置致シマシテ、官民一致、民

間ト官吏ト協力致シマシテ、我國ノ重大ナル經濟問題ト、今後騰ラウトシテ居ル物價

ノ適當ナル統制ヲ圖ラウト致シテ居ルヤウナ次第デゴザイマス

○政府委員(中村三之丞君) 爲替許可ノ過程ニ於キマシテ、商工省ノ認メマシタモノノ爲替局ヲ大藏省ヨリ分離ラ致シ、商工省

ヲ、資金關係ヲ綿密ニ調査致シマスル關係上、大藏省ノ爲替局ニ於テ多少ノ時日ヲ要セタ所ノ一つノ事務廳ヲ作ルカドウカト云

シマシタル點ガ昨年アリマシタコトハ頗ル遺憾ニ存ジマス、然ルニ現今ニ於キマシテハ、商工省ノ認メタモノハ、爲替局ニ於テ

速ニ認メテ居リマシテ、商機ヲ逸セシメザルヤウ、十分努力ヲ致シテ居ルノデアリマ

シテ、今後商工省ト大藏省ノ爲替局ガ一體トナリマシテ、萬遺憾ナキヲ期シテ居ル次第デアリマス(ヒヤウ)拍手)

○田中源三郎君 簡單デアリマスカラ、此席カラ發言ヲ御許シ願ヒマス

○副議長(金光庸夫君) 許可致シマス

○田中源三郎君 只今政府委員ヨリノ御答辯ヲ拜承致シマシタガ、尙ほ十分ニ質スベキ點アリト存ジマスルガ、詳細ハ委員會ニ譲ルコトト致シマシテ、唯一點伺シテ置キ

タイ點ガアリマス、ソレハ大體商工省ニ於キマシテ、本年度ノ貿易、來年度即チ昭和十三年度ノ貿易、或ハ昭和十四年度ニ跨タ

キマシテ、是等ノ貿易ノ上ニ於キマシテ、軍需

資料ニ要スル所ノ輸入ヲ見越シ、其殘額ニ

於テ工業輸出品ニ必要ナル所ノ工業原料等ノ割當ヲ致スト云フヤウナ御用意ガ出來テ

ソレカラ只今大藏省ノ政府委員ヨリ御答辯ガアリマシタガ、私ノ質問ヲ致シマシタ要點ハ左様ナ點デヘナインデアリマス、今後商工省ト打シテ一丸トナックモノ、大藏省

ルヤウナ次第デゴザイマス

(政府委員中村三之丞君登壇)

○政府委員(中村三之丞君) 爲替許可ノ過

程ニ於キマシテ、商工省ノ認メマシタモノ

ノ貿易局ト合シ、他ノ民間ノ有力ナル人材ヲ集メテ、產業貿易ニ關スル爲替許可ヲ合

セタ所ノ一つノ事務廳ヲ作ルカドウカト云フコトニ付テ、商工、大藏ノ内部間ニ何力

御相談ガ出來テ、之ニ對スル所ノ用意ガアルカト云フコトヲ伺ッタ、此點ニ付テハッキリト御答辯ヲ願ヒタイ

(政府委員木暮武太夫君登壇)

○政府委員(木暮武太夫君) 御答申上ゲマス、第一點ノ御質問ニ對シマシテハ、政府

部内各省ニ於キマシテ、密接ナル連絡協調ヲ取リマシテ、現時ノ國民經濟ノ必要ニ鑑ミマシテ、必要ナル軍事資材ヲ入レル以外

ノ輸入力ニ應ジマスルモノニ付キマシテハ、一ツノ成案ヲ得テ居ルノデゴザイマスルガ、其內容ニ付キマシテハ申上ゲル譯ニ

ハ参リマセヌコトヲ御許ヲ願ヒタイト思ヒマス、但シ其各省ノ間デ、國民經濟ノ上カ

ラ見テ、緩急輕重ヲ能ク圖リマシテ、サウシテ大體或ル長イ期間ノ間に輸入スペキ數量ト云フモノヲ決メマシテ、成ベク長イ期

間ノ間に爲替ナドモ今後ヘ許シタイト云フ考ヲ持テ居ルノデゴザイマス

第二ノ點ニ付キマシテハ、先程御答申上

ゲマシタ通リニ、從來ニ於キマシテモ、商工、農林、大藏各關係官廳ノ間デ密接ナル

連絡ヲ取シテ居リマシタガ、更ニ輸出入品ノ需給統制ニ關シマシテ圓滑ヲ期シタイ

ト考ヘマシテ、政府部内ニ於キマシテ一元化スルヤウナ考ヘ方ヲ以テ折角進シデ居ルヤウナ次第デゴザイマス

○副議長（金光庸夫君） 坂東幸太郎君

〔坂東幸太郎君登壇〕

〔坂東幸太郎君登壇〕

○坂東幸太郎君　私ハ昭和十二年法律第九十二號中改正法律案ニ關シマシテ、「パル

「ノ増産計畫ニ付キマシテ簡單ニ數項ノ質疑ヲ致シマス、「バルブ」ノ增産ニ努力スルト云フコトハ勿論急務デアリマスルガ、

更ニ消費ノ實體ヲ合理化シテ、所謂廢品ト
再ビ之ヲ製品化シテ需要市場へ放出スルト
云フコトモ重要ナル問題デアルト思ヒマス、
化學者ノ謂フ「元素ハ不滅デアル」ト云フコ
トハ、ソレハ別ト致シマシテモ、物資ノ需
要ノ實際ガドノヤウナモノデアルカト云フ
コトヲ見極ヌルナラバ、即チ製品ガ使用セ
ラレ廢品ニ至ル迄ノ經過、例ヘバ印刷物或
ハ包裝其他各種ノ紙工品ガ、ドノヤウニ使
ハレテ廢品トナルニ至ルカト云フコトヲ、
全國民ニ合理的ニ知ラシメテ、ソレ等ノ品
ヲ原料市場ニ送リ出スト云フコトヲ考ヘシ
ムルト云フコトハ極メテ必要デアル、若シ
是等ノ廢品ヲ原料市場ニ出シマスルナラバ、
大量ノ原料品ヲ得ルコトガ出來ルノデアリ
マス、元來日本人ハ日常生活上ニ於テ不徹底
ナ不經濟ナ考ヲ、恰モ見榮ノ如ク考ヘラレ
ルヤウナ缺點ガアルノデゴザイマス、例ヘバ
衣服類等ニ於キマシテモ、不必要ニ貯藏ス
ルコトヲ見榮ノ一ツト爲シ、又一方紙屑ナ
モ澤山アリマス、ソシテ夫レヲ塵芥ノ中ニ

棄テテ顧ミナイ、又一口ニ濫費ヲ現ハス言葉
トシテ「紙屑同様」ト言ヒマスルガ、全國ノ官公
署ノ數ハ恐ラク數万アリマセウ、其數万ノ官公
署ニ於キマシテ不用ノ書類若クハ不用ノ紙
屑、サウ云フモノハ全部焼棄又ハ廢棄サレ
テ居ルノデアリマス、要スルニ消費ニ對スル
考ヘ方ガ甚ダ不徹底デアリ、不合理デアリ、
其不合理ヲ以テ寧ロ誇トスラ考ヘテ居ル傾
向ガアリマス、之ヲ是正スルナラバ、廢物
ヲ原料ニ還元セラル、モノガ頗ル多量ニ上
ルモノニアラウト考ヘルノデアリマス、生
産ハ其設備ノ擴張ニ依ヅテ、時間ト勞力サヘ

モ、一箇年ニ四五千噸位アルサウデアリマス、然ラバ是ダケデモ丸太七八万石カラ製造スル「バルブ」ガ廢棄セラレテ居ルト云フコトニナルノデゴザイマス、故ニ各種ノ廢棄物トシテ廢棄セラレテ居リマスル紙製品ノ包裝其他ノモノハ、一箇年ニ丸太數十萬石或ヘ數百万石ニ該當スル多量ノモノデアルト思フノデアリマスガ、政府ハ是等ノ廢物ヲ洩ナク原料化スルコトニ付テ、如何ナル考ヲ有スルカト云フコトニ付テ御伺致シマス

〔政府委員木暮武太夫君登壇〕
○政府委員(木暮武太夫君) 坂東君ノ御質
問ニ御答申上ゲマス、紙屑其他ノ廢品ハ、
政府ト致シマシテモ之ヲ回収シテ、更ニ
「バルブ」ニスルコトニ一般ヲ懲諭シ、努力

惜マナケレバ比較的の實現ガ早イガ、一方無駄ニ之ヲ消費スル從來ノ傾向ヲ是正スルナラバ、或ヘ今日計畫スル「バルブ」生産ノ幾割カニ該當スルダケノ原料ヲ廢品カラ得ルト云フコトハ、必シモ困難デナイト思ヒマス、之ニ依リテ生活ノ合理化資源ヲ併セ得ラル、モノダト思フノデアリマス、今度國民精神總動員ガ行ハレマシテ、各家庭ニ於キマシテ紙ノ節約ト云フコトガ教ヘラレテ居リマスガ、ソレハ單ニ節約ト云フコトデアリマシテ、更ニ之ヲ一步進メテ、吾々ハ斯ク／＼ノ利用、即チ資源ノ保有上節約ハ義務デアルト云フコトヲ徹底セシメテ、原寧口廢品ヲ一刻モ早ク市場へ送出シテ、原 料タラシムルコトヲ考ヘサセナケレバナラスト考ヘマス、「バルブ」一噸ハ丸太約十五石ヲ原料トスルノデアリマスルカラ、茲ニ一例トシテ石灰窒素肥料ノ紙ノ袋ニ付テ申上ゲマスナラバ、肥料會社ノ買取洩ダケデ

ス、藁デ「バルブ」ガ取レルト云フコトハ敢
テ申上ゲル迄モナイ、即チ藁一貫デ約五
百匁ノ「バルブ」ガ取レル筈デス、ソコデ一
反歩ノ藁ハ約百貫内外トシテ五六十貫ノ
「バルブ」ガ取レマス、之ヲ計算致シマスナ
ラバ、全國ノ三百餘万町ノ水田カラ生産ス
ル藁カラヘ、五六百万廻ノ「バルブ」ガ出来
ルノデアリマス、故ニ粗悪ナ「バルブ」デア
リマスガ、之ヲ混用スル途ヲ立テルト云フ
コトモ必要デアルト考ヘマス、之ニ付キマ
シテ政府ノ御所見ヲ御伺致シマス、諸テ今
回政府ハ「バルブ」ノ増産計畫ノ一ツトシ
テ、慥カ一億圓ノ新「バルブ」會社ヲラス
サウデアリマス、之ニ官有林ノ林木ヘ政府
カラ其原料トシテ供給スル、民有林デアリ
マスナラバ、斡旋シテ新會社ニ原料ヲ供給
サヌ途ヲ立テテ居ルヤウデアリマスガ、斯
ル場合ニヘ政府ハ如何ナル計算ニ依ッテ其
賣拂價格ヲ決定スルカト云フ所ノ、其基礎

ヲ盡シテ居ルヤウナ次第デゴザイマスカラ、御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ政府ハ御承知ノ通り國際收支ノ改善ノ見地ニ立チマシテ、我國内ニ於ケル「バルブ」増産計畫ヲ樹立致シタノデゴザイマス、只今御示ノ如ク新ニ「バルブ」十六万噸ヲ國内ニ於テ生産スル爲ノ目的ヲ以テ、新ニ民間會社ノ設立ヲ圖ルコトトナリマシタノデゴザイマスルガ、之ニ必要ナル資材ト申シマスルカ、材木ハ主トシテ北海道及ビ内地ノ官有林カラ増伐シテ供給スルト云フコトニナツテ居ルノデゴザイマス、ソレノ賣拂價格ハドウデアルカト云フヤウナ御話デゴザイマスルガ、サウ云フコトハ其時ノ經濟情勢ニ應ジテ取決メラル、コトト信ズルノデゴザイマス

數字ヲ御伺シタインデアリマス、又現在ハ工場ガ王子製紙以外ニモ、例へバ北越製紙會社モアレバ其他澤山アリマスガ、此既設ノ工場ニ對シテ、原料ノ供給ニヘ政府ハ如何ナル方針ヲ執ルカト云フコトヲ御伺致シマス、以上數點明確ナル御答辯ヲ要求致シマス

〔政府委員木暮武太夫君登壇〕

○政府委員(木暮武太夫君) 坂東君ノ御質問ニ御答申上ゲマス、紙屑其他の廢品ハ、政府ト致シマシテモ之ヲ回収シテ、更ニ「バルブ」ニスルコトニ一般ヲ慾シ、努力ヲ盡シテ居ルヤウナ次第デゴザイマスカラ、御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ政府ハ御承知ノ通リ國際收支ノ改善ノ見地ニ立チマシテ、我が國內ニ於ケル「バルブ」増產計畫ヲ樹立致シタノデゴザイマス、只今御示ノ如ク新ニ「バルブ」十六万箱ヲ國內ニ於テ生産スル爲ノ目的ヲ以テ、新ニ民間會社ノ設立ヲ圖ルコトトナリマシタノデゴザイマスルガ、之ニ必要ナル資材ト申シマスルカ、材木ハ主トシテ北海道及ビ内地ノ官有林カラ増伐シテ供給スルト云フコトニナッテ居ルノデゴザイマス、ソレノ賣拂價格ハドウデアルカト云フヤウナ御話デゴザイマスルガ、サウ云フコトハ其時ノ經濟情勢ニ應ジテ取決メラル、コトト信ズルノデゴザイマス

次ニ新シイ會社ニ依リマセヌデ、既設ノ設備ヲ動員致シマシテ、增產スルト云フコトモ考へラレルノデゴザイマシテ、現下國

一日モ速ニ「バルブ」ノ増産ヲ圖ル必要ガア
ルト云フコトデ、既設會社ニ或ハ若干ノ修
繕ヲ命ズルトカ、或ハ一部設備ノ増加ヲ圖
ラセルト云フヤウナコトデ、早急ニ其設備
能力ヲ増加シ得ルモノニ對シテハ、其增設
ヲ指示シテ、極力「バルブ」ノ増産ニ努メサ
シテ居ルヤウナ次第デゴザイマシテ、是ノ
資材ノ若干ト云フモノハ、極ク短イ期間ニ
限リマシテ、政府ノ官有林カラ増伐シテ拂
下ゲ、或ハ民間ノ材木ヲ供給スル斡旋ヲス
ルト云フ考ヲ以テ進ンデ居ル次第デゴザイ
マス

○副議長（金光庸夫君）許シマス
○坂東幸太郎君 詳細ハ委員會デ御質問致シマス、是デ私ノ質問ヲ打切りマス（拍手）
○副議長（金光庸夫君）松永義雄君
〔松永義雄君登壇〕

ガ、輸入ノ制限ガ延テハ輸出ノ減退トナリ、
益、國際收支ノ均衡ヲ破ルニ至ツテ、今日正貨
準備ノ危機スラ傳ヘラレテ居ルト云フコト
ハ、是ハ世間ノ承知シテ居ル所デアル、隨
テ吾々トシテ見レバ、今更獨逸ノ輸入管理ト
云フモノヲ鵜呑ニ眞似スル必要ハナイ、千九
百三十三年、三十四年ニ「ヒットラー」時代
ノ經濟危機ニ於テ行ハレマシタ其輸入管理
ト云フモノハ、國內消費ヲ目的トシタ外國
商品ノ輸入制限デアッタ、輸出ノ爲ノ原料ノ
輸入ノ制限デナカッタカト云フコトハ、是ハ
物ノ本ニ書イテアル通リデアル、果シテ然
ラバ我國ハ獨逸ノ國情ト事ヲ異ニシ、積極的
ニ發展シテ行ク所ノ今日ノ情勢ノ下ニ於テハ、
輸出ノ爲ノ原料ノ輸入ノ緩和圖ラナケレ
バナラスト云フコトハ、是ハ言フ迄モナイ、
先程來幾多平和產業ニ付キマシテ、其輸出
ノ振興策ニ付テ力説セラレテ居ルノデアリ
マスガ、我國明治以來今日ニ至ル迄約七十
年ノ間、平和產業ハ輸出產業ノ中デ以テ重
大ナル地位ヲ占メテ居ツタコトハ喋々要シ
ナイ、併ナガラ同時ニ又歐洲大戰爭後ニ於キ
マスル重工業ノ發達ト云フモノハ、是亦注
目ニ價スルモノデアリマシテ、今日ノ事變
ヲ契機ト致シマシテ、驚クベキ發展ヲ遂ゲ
モノガ、平和產業ニ依ツテ非常ナ大キナ力ヲ
得テ居ルト云フコトハ、數字ニ於テハキリ
現レテ居ル所デアル、成程輸出產業ト云フ

ドモ、今日ノ重工業ノ發展へ、我國產業ノ發展カラ見マシタナラバ、必然的段階デアジテ拍車ヲ加ヘタモノト考ヘル方ガ妥當ナリト私共ハ信ズル、故ニ今日輸出ノ爲ノ原料ノ輸入ヲ緩和スルト云フコトハ、啻ニ平和産業ニ限ルベキコトデハナイ、日滿支ヲ一丸トシタル經濟ノ計畫ヲ確立スルニ當リマシテ、此重工業ノ必然的發展ト貿易トノ關係ハ如何ナルモノデアルカト云フ御認識ヲシテ戴クト同時ニ、其見透シニ付テハ如何ナル考ヲ持テ居ルカト云フコトヲ御伺シタイ、更ニ今日ノ此平和産業ガ我國國民經濟ノ運營ニ對シ、同時ニ又貿易ノ上ニドウ云フ地位ヲ占メテ行クカト云フ御見透シヲツイ御伺致シタイ

ガ國民經濟ノ上ニドウ云フ風ニ反映シテ來タカ、昨年ノ夏ニ議會ニ於キマンシテ制定セラレマシタ貿易組合法ニ於キマシテ、強制的ニ組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得ルト云フ規定ガアル、所ガ私ノ寡聞ナル、未ダ曾テ其法律ニ依ツテ組合ノ出來タト云フコトヲ聽イタコトガナイ、唯僅ニ中南米ニ對スル「ペーター・システム」ノ結果トシテ輸出組合方出來タ、或ヘ棉花ノ輸入ニ關シマシテ、紡績會社、或ヘ棉花會社ノ協議會ト云フモノガ出來テ居ルガ、固ヨリ是トテモ政府ノ命令ニ依ツテ出來タモノデハナイ、或ヘ勸誘ニ依ツテ出來タカモ知レマセヌガ、昨年ノ秋ノ議會以後ニ於キマス所ノ我ガ國民經濟ノ狀況ハ、ドウナツテ居ルカト言ッタ、其一黠ニ付テ御話申上ゲルナラバ、既ニ此事タル諸君御承知ノ通り、一昨年ノ爲替管理法ノ施行規則ノ改正ノ結果、政府ノ意圖ニ反シテ往年ノ弗買ノ二ノ舞ヲ演ジマシテ、棉花ノ滔々タル思惑輸入ヲ見タト云フコトハ、是ハ新聞紙上ニ揭ゲテアル、而モ昨年ノ上半期ニ於キマス所ノ棉花ノ見越輸入ト云フ額ハ、恐らくハ二割以上ニ達シテ居ルダラウト云ツテ想像サレタ、而モ後半期ニ至リマシテ、皮肉ナコトニハ、ソレ程ニ澤山日本ニ棉花ガ入ツテ居ルニモ拘ラズ、大紡績會社ノ倉庫ハ棉花デ以テ充滿致シテ居ル、然ルニ其配給ニ至ツテハ、宋襄ノ仁スラ見ルコト方出來ナカツタ、尙又最近新聞デヤカマシク書立テラレテ居ル、先程御話ガアツタ晒一反

ノ例ヲ取ツテモ能ク分ル、今日晒一反ガ一圓二十錢シテ居ル、而モ昨年ノ十二月中頃ニ於キマシテハ、一反僅カ五、六十錢位ニ過ギナカツタ、綿絲一捆二十番手ガ二百三十五圓ト踏ンデ、問屋ノ手數料ガ二分、工賃ヲ五錢トシテ、利益二錢ト勘定ヲ加ヘテモ、ルカ、或ハ紡績會社デアルカ、如何ナル所ニ於テカ、驚クベキ暴利ガ貪ラレテ居ルト云フコトヲ私共ハ判斷出來ル、而モ最近「デパート」ヘオ出デニナッタ方ハ御氣付デモアラウガ、昨年夏ノ頃浴衣一反二圓七十錢シタモノガ、春マダ淺イ今日ニ於テ、既ニ五圓八十錢ト云々正札ニ置換ヘラレタ、政府ノ言フ所ノ自主統制ト云フモノハ果シテ何處ニアリヤト云フコトヲ私ハ伺ヒタイ(拍手)自主統制ノ組織段階ト云フモノガ、果シテ何處ニアリヤト云フコトヲ御伺致シタイノデアル、ソコデ其自主統制ノ結果、中小工業ノ難澁シタ話ハ喋々スルヲ俟タナイノデアリマスガ、是モ先程來同僚諸君カラ御質問ノアリマシタ、統制ノ指導ヲ以テ任ゼラケモノヲ輸入スルカラト言ツテ、才百度ヲ踏ンダ其擧句、漸ク許可ヲ得テホットシテ、大藏省ニ廻ツテ行クト、何時其許可ガ下ル力分ラナイ、遂ニ商機ヲ失シテシマツテ、民間ニ及ボシタ影響ニ付テハ甚ダ遺憾デアルト云ツタ御話ガアリマンタガ、今日商工省ナ

リ、或ハ又大藏省ノ爲替管理局ニ對シ、其ノ上ニ一ツノ御役所ヲ設ケテ、是等ノ御役所ヲ統制スル機關ヲ設ケテ吳レナイカト云フヤウナ悲鳴ガ、商人ノ中カラ揚ッテ居ルト云フコトハ御承知デアル、ソレガ今商工省ノ御答辯ニ依ルト、一元化シタ一ツノ組織ヲ御作リニナルト云フ御話デアル、此法律致シタイノハ、此新ニ現レテ來ル所ノ結果、臨時需給調整局ト云フ御役所ガ出來ルト云フ話ニアリマス、私ノ質問致シタルト云フ御役所ノ權限ハ、需給調整局ト云フ御役所ノ權限ハ、ドレ程ノ範圍ノモノデアルカ、爲替管理局ノ管理ノ權限ヲ移シテ處理スルニ至ルノカ、ソレトモ現場ニ行ッテ監督スル現場監督ニ止マルノカ、ソレトモ指導ノ源デアルツノ「ブレーン・トラスト」ヲ作ルト云フノカ、貿易局トノ關係、此處ニ新ニ生レントルスル需給調整局ノ權限ニ付キマシテ御尋致シタイト思フノデアリマス

ソレカラ私ハ厚生大臣ニ御尋致シタイノデアリマスガ、御承知ノ通り、自主統制ノ結果、中小商工業者ニ對シテドウ云フ影響ヲ及ぼシテ居タカ、事實ハ自主統制デナクテ自由放任ニ任セラレテ居タト思フ、棉花、綿絲、晒ノ例ヲ取リマシテモ明カナ通リ、中小工場ニ於キマシテハ、問屋ニ行ッタトデ「ブレミアム」附キデ貰フノハマダ宜大方デ、情實因縁ガナケレバ綿絲ガ貰ヘナイ、其爲ニ機屋ハ仕事ヲ休マネバナラスト云フヤウナ始末デアル、原料ガ少イ、而モ原料ガ高イトナシテ云フコトニナレバ、勢ヒ生産費ガ高クナッテ

商賣ニ合ハナイ、中小商工業者ハスウシテ
自主統制ノ名前ノ下ニ放任セラレタル所
ノ、自由競争ノ物價騰貴ニ乘ズル金儲ケノ
間ニ在ツテ、ミスヽ仕事ガアッテモ原料ガ
ナイ爲ニ、落魄シテ行カネバナラヌト云ツタ
ヤウナコトガ今日ノ實情デアル、之ニ對シ
テ仕事ヲ轉換シタラ宜イ、或ハ又其處デ働
イテ居ル所ノ勞働者ハ轉職シタナラ宜イ
ト、容易ク一語ヲ以テ解決スルヤウナ御言
葉ヲ使ハレルノデアリマスガ、斯ウシタ組
織ノ上カラ來ル必然的勢ノ中小商工業者ノ沒
落、竝ニソコニ雇ハレル所ノ勞働者ガ街頭
ニ放リ出サレル失業對策問題ニ付テハ、厚
生省ニ於キマシテヘドウ云フ風ニ之ヲ考ヘ
テ行カレルカ、之ヲ御尋致シタイト思フノ
デアル

ト熱情ヲ持テ商賣ヲヤツテ來タ者ハ、決シテ官僚デモナケレバ、財閥デモナイ、斯ウシタ行商人ガアル、幾多奥地ニ入ツテ奮闘シカカラコソ、我國ノ貿易ト云フモノガ發展シテ來タ、吾々ハ茲ニ今更通州事件ノ犠牲者ヲ想出スマデモナイ、往年ノ濟南事件ニ於ケル吾等同胞商人ノ犠牲ヲ私共ハ追憶致シタイノデアル、一旦ハ斯ウシタ僅カナ資本デ以テ裸一貫デ奥地ニ入り、好イ商賣ダト云ツテ見付ケテ來レバ、後カラ財閥ガ行ツテ、大キナ組織ト、大キナ資本ヲ以テ奪取ツテシマフ、今日國民協力一致ト云フモノガ力説セラレルケレドモ、財閥ヤ、或ハ官僚ダケデナ以テ商賣ガ出來ル筈ハナイ、僅カナ資本ヲ以テ裸一貫デ飛込ンデ行クヤウナ、斯ウシタ行商人ナリ、或ハ内地ニ於キマシテハ「ブローカー」、或ハ雜工業者——中小工商業者ト云フモノヲ善導シテ行カナケレバ、眞ニ販路ノ開拓ト云フモノハ行ハレナイト私ハ信ズルノデアル、故ニ政府ニ於テハ財閥ノ雇人デアル、「エキスパート」専門委員ト云フモノヲ選任ナサツテ、御相談ナサルコトモ結構ナコトダ、或ハ政府自ラ現場ニ行ツテ監督ナサルコトモ必シモ惡イトハ言ハヌ、ダガ併シ斯ウシタ眞ニ裸一貫ヲ以テ販路ノ開拓ヲ圖ル所ノ中小商工業者ト云フモノヲ相談相手ニ、之ヲ善導スルヤウナ組ガ、之ニ對スル政府ノ考ハドウデアリマスガ、カヲ伺ヒタイ

ノ設置、竝ニ配給ニ關スル所ノ新經濟組織ノ設置、其他ニ付テ如何ナル御考アリヤフ御尋致シテ見タ一、先程モ御尋ガアツタ、昨年ノ秋ノ議會ニ於キマシテ、此改正案ノ本法デアル輸出入ニ關スル臨時措置法、或ハ其他ノ法律案ニ於テ、此法律ノ效力ハ事變後一箇年ニ於テ相濟ム、其事變ノ意義如何ト云フコトニ付キマシテ幾多ノ論議ガ行ハレタコトハ、尙ホ吾々ノ記憶ニ新タル所アル、サリナガラ現在ノ此日本ヲ靜ニ見マシテ、假令事變ガ濟シダカラト云ツテ、此日本ガ事變ノ昔ニ歸ラウ筈ハナイノデアル、今日ノ新日本ノ發展ト云フモノハ、我國民族ノ發展ノ上カラ必然ノ勢デアル、今日ノ分配給ニ關シテモ、生産ニ關シテモ、總チノ組織ト云フモノハ、平和時代ノ組織機構ヲ以テハ量ルコトガ出來ナイ、戰時體制下ノ經濟組織ナリ、機構ヲ以テ進ンデ行カナケレバナラヌト云フコトハ言フマデモナイガ、今日新タル軌道ノ上ニ乗ツタ此新日本ノ經濟組織ト云フモノハ、新タル組織、新タル機構ニ向ヅテ進ンデ行カナケレバナラヌ、重要產業統制法ト云フ法律ガアル、今日モ尙ホ其效力ヲ存續シテ居ルケレドモ、ル組織ニ對シテ保護ヲ加ヘテ來タ規定デアルガ、其規定ハ一部ノ大キナ企業家ノ繁榮ヲ來シタケレドモ、中小商工業者ヲシテ産業合理化時代ヲ通ジ、幾多ノ悲劇ヲ演ゼル組織ニ對シテ保護ヲ加ヘテ來タ規定デアルガ、其規定ハ一部ノ大キナ企業家ノ繁

自由ニ放任シテ置イタノデハ、奔騰スルニ
委セテ、吾々民衆ハ其日ニ困ラナケレバナ
ラナクナル、暴利取締ニ依ツテ抑ヘルコト
モ一ツノ方法デアリ、組織ニ依ツテ之ヲ抑
ヘテ行クノモ一ツノ方法デアラウガ、政府
ニ於テハ此法律ニ依ツテ組織サレル所ノ生
産竝ニ配給組織ヲ「ピラミッド」ノ型ノヤウ
ニ、商品別、職業別、産業別ノ統一シタル
組織ヲ作ラレル御意思アリヤ否ヤト云フコ
トヲ御伺シタイ

(政府委員木暮武太夫君登壇)

○政府委員(木暮武太夫君) 松永サンノ御質問ニ御答ヲ申上ゲマス、非常ニ該博ナ御意見ガ多カッタノデ、或ハ伺ヒ洩レガアルカモ知レマセヌガ、伺ヒ洩レノ點ハ委員會デ詳細ニ御説明申上ゲルコトニ致シタイト思ヒマス、第一點ノ重工業製品ノ輸出ニ對シテ、政府ハドウ云フ對策ヲ持ツテ居ルカト云フ御尋デゴザイマスガ、我國ノ輸出貿易ノ最近ノ趨勢ヲ見マスルト、重工業製品ト云フモノハ非常ニ進出シテ居ルノデアリマシテ、政府ニ於キマシテヘ、是ガ指導助長ニ付キマシテヘ、相當ニ力ヲ致シテ居ルノデゴザイマス、例ヘバ海外市場ノ調査ヲ致シマスルトカ、或ハ既ニ設ケマシタ機械試験所ノ設備ヲ利用スルヤウナコトニ依リマシテ、新タニ我國ノ重要ナル輸出品トナリマシタ重工業製品ノ輸出ノ前途ニ對シマシテ、只管指導助長ヲ怠ラナイ考デ居ルノデアリマス、唯現在ニ於キマシテヘ、御承知ノ通リ日支事變勃發以來、國內ニ於キマシテ軍需資材ノ必要、及ビ生産擴充資材ノ必要ト云フコトヘ、目前ニ迫ツテ居リマスノデ、外國ニマデ之ヲ輸出スル餘裕ハナインデアリマス、併ナガラ事變後ニ於キマシテ、此事變下ニ於テ擴張サレマシタ重工業ノ製品ノ販路ヲ海外ニ求メルト云フコトハ、極メテ重大ナルコトデアリマスノデ、今日カラ商工省ト致シマシテヘ、今後ニ備フルベク銳意準備ヲ致シテ居ルヤウナ次第デゴザイマス

第二點ハ自治統制ノ限度ト云フヤウナ御質問デゴザイマシタガ、御承知ノ通り國民生活ニ必要ナル原料デアリマシテモ、一方

思ヒマス、是ガ指導助長ノ統制ニ從ハセテ居ルノデゴザイマス、當業者ノ眼ト致シテ居ルノデゴザイマス、當業者ノ問題ニ順應スルノ意思、雅量ナクシテ、而シテ其組合ヲ作ラナイ場合ニ、初メテ茲ニ強制命令ニ依リ統制組合ヲ作ラスト云フ、是ハ例外的ノ仕組ニナツテ居ルノデゴザイマスカラ、其點ハ御諒承ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、自治的統制ニ付テ、若シ國策ニ順應セズ、其他幾多ノ弊害ガアリマシタナラバ、其弊害ヲ除却スルコトニヘ、少シモ遠慮ヲ致スモノデハナイノデゴザイマス

第三點ト致シマシテヘ、物資需給ノ調節ヲ圖ルコトト、輸出入統制ノ圓滑ナル遂行ヲ期スル爲ニ、近ク政府部内ニ於キマシテ、御議論ノアル所デゴザイマシテ、

○政府委員(工藤鐵男君) 御答致シマス、

名前ハマダハッキリ決定致シテ居リマセヌガ、適當ナル機關ヲ特設致シタイ考デ、著々審議ヲ其方向ニ進メテ居ルト云フコトヘ、先程申上ゲタ通りデゴザイマスガ、其權限、其内容等ニ付キマシテヘ、只今御話申上ゲル時機ニ達シテ居ラヌコトヲ遺憾ト致

ス次第デゴザイマス

更ニ中小商工業ニ對スル打擊ニ付キ、色御憂慮遊バサル、御詫ガゴザイマシタ

ニ、已ムナク輸入ヲ抑制禁止致シマスヤウナ場合ニ、其背後ニ於テ其物ニ關シ、其製品ニ關シマシテ、國策ニ順應セシメテ配給其他ノ統制ニ當ラシメル爲ニ、自治的ノ組合ヲ作ツテ統制ニ從ハセテ居ルノデゴザイマシテ、政府ト致シマシテヘ、成ベク關係産業當事者ノ自治的ノ統制ニ依ルコトヲ主マシテ、公平ナル配給ヲ行ヒマシテ、中小商工業ニ對スル打擊ノ少クナルコトヲ期シテ居ルノデゴザイマスガ、是モ先程申上ゲタ通り、ハ、御同情ニ堪ヘナイト政府ハ考ヘテ居ルノデゴザイマスガ、

ニ對シテ色々打擊ヲ與ヘテ居リマスコトハ、輸入ノ抑制ニ依リマシテ、輸入原料ノ供給ガ潤澤ナラズシテ、中小商工業ノ人々ニ對シテ其組合ヲ作ラナイ場合ニ、初メテ茲ニ強制命令ニ依リ統制組合ヲ作ラスト云フ、是ハ例外的ノ仕組ニナツテ居ルノデゴザイマス

最後ニ御質問ニナリマシタ輸入ニ關シテ統制アル強力ナ國策會社ヲ作ツテ、其下ニ幾多ノ統制機關ヲ作ツテヘドウカト云フコトハ、色々御議論ノアル所デゴザイマシテ、

至大ナル影響アルニ鑑ミマシテ、俄ニ贊意行ケルカト云フコトニナリマスト、ヤツテ所ノ中小商工業者ハ、果シテ其商工業ヲヤツテ行ケルカト云フコトニナリマスト、

恐ラクハ差當ツテ此平和產業ノ衰頹ニ伴フシテ其對策ハ幾ツモアルノデアリマセウガ、

力ヲシタイト云フ決意ヲ持ツテ居リマス、而シテ其對策ハ幾ツモアルノデアリマセウガ、

松永君ノ産業或ヘ經濟統制ノ結果、中小商工業ニ好マシカラザル惡影響ヲ與ヘルデア

トシテ効キタイト云フヤウナ場合ガ起ツテ來マスルト云フト、恰モ御協賛ヲ仰グコト亦考ヘナケレバナラヌノデアリマス、失業介所ヲ國營ト致シマシテ、全國的ニ勞務ノ調整ヲ圖ツテ、左様ナル人ヲ救濟スルコトモニナツテ居リマスル、全國二三百有餘ノ職業紹介所ヲ國營ト致シマシテ、

ニハ大藏當局者ノ心カラノ同意ヲ得ナケレバ、先づ先立ツモノハ金デアリマスルカラ、此點ハ頗ル苦慮シテ居ルノデアリマス、嘗テ本院ニハ屢々失業保険ノ問題モ起リマシタ、

起リマシタガ、孰レモ其點デドウモ思フヤ
ウナ成績ヲ得ラレナイト云フコトデ、御同

様沟ニ遺憾ニ考ヘテ居ル次第アリマスル
カラ、失業對策ニ付キマシテハ、十分本會
議ニ現レテ居リマスル——本院ニ現レテ居

リマスル所ノ妥當ナル御意見ヲ基礎トシテ、
萬全ヲ期シテ、此失業對策ヲ實行致シタイ
ト考ヘテ居リマス、尙ホ具體的ノコトニ關
シマシテハ、委員會ニ於テ相當御答ヲ申上

ゲタイト思ヒマス(拍手)
○松永義雄君 只今商工政務次官ノ御答辯
ノ中デ、私ノ質問致シタ點ヲ御漏シニナッテ
居ル點ガ多々アルノアリマシテ、第三ト
致シテ申上ゲマシタ中小商業者ト云フモ
ノニ、貿易ノ發展ノ爲ニ御相談シテ行クヤ
ウナ組織ヲ御作リニナラナイカドウカ、專
門委員ヲ採用サレルコトモ結構ダガ、サウ
シタコトニ對シテドウ云フ御考ガアルカト
云フコトニ對シテ御尋シマシタガ、御答辯
ガアリマセヌ、尙又第四點ニ於キマシテ、
今度現ハレテ來マスル所ノ產業協議會ノ組
織ト云フモノガ、物價對策、物價ヲ調整シ
テ行ク所ノ力ヲ持テ行クヤウナ作用ニナ
サレルノカドウカ、啻ニ暴利取締ニ依ツテ取
カラ——今日自治統制ト言ツテモ、實際ハ自
由放任ニ任サレテ、サウシテ晒一反ニ付テ
トニ付テノ質問ニ對シテ答辯ガ漏レテ居ッ
タノデアリマスガ、既ニ時間モ長ク經ツテ居
リマスコトカラ致シマシテ、是非トモ政府

ニ於カレマシテハ之ヲ御研究ナサイマシテ、
委員會ノ開カレル時ニ於キマシテ、詳細ナ

ル確然タル御答辯ヲ御願致シタイト云フコ
トヲ希望致シマシテ私ノ質問ヲ打切りタイ
ト思ヒマス

○副議長(金光庸夫君) 是ニテ質疑ハ終了
致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員
ノ選舉ニ付テ御諸り致シマス

○服部崎市君 本案ハ議長指名二十七名ノ
委員ニ付託サレシコトヲ望ミマス

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
第一條 裁判所又ハ檢事局ハ滿洲國ノ法
院又ハ檢察廳ノ囑託ニ因リ民事及刑事
ニ關シ左ノ事項ニ付司法事務ノ共助ヲ
爲ス

一 訴訟書類ノ送達
二 證據調

三 犯罪ノ捜査
四 被疑者又ハ被告人ニ對スル勾引狀
ノ發付又ハ執行

五 逮捕狀ノ發付又ハ執行
六 刑事判決ノ執行

共助ハ所要ノ事務ヲ取扱フベキ地ヲ管
轄スル裁判所又ハ區裁判所檢事局ニ
於テ之ヲ爲ス

第二條 受託事項ノ實施ガ法律上許スベ
カラザルモノナルトキ又ハ公益ヲ害ス
ル虞アルトキハ之ヲ爲サザルコトヲ得
受託事項ノ實施ガ搜查、裁判又ハ刑ノ
執行ノ障礙ト爲ルベキ場合ニ於テハ障
礙ナキニ至ル迄之ヲ爲サザルコトヲ得

第七條 刑事判決ノ執行ハ司法大臣ヲ經
由シ判決書ノ謄本ヲ送付シテ囑託アリ
タルトキハ死刑及法律ノ認メザル刑ヲ
除キ之ガ共助ヲ爲スベシ。

前項ノ囑託ニ因ル執行ニ付テハ刑名同
ジキモノハ之ヲ同一ノ刑ト看做シ滿洲
國刑法ノ徒刑ハ之ヲ懲役ト看做ス

第八條 囑託ニ因ル受刑者ノ假出獄ニ關
シテハ帝國ノ法令ニ依ル

第九條 囑託ニ因リ罰金、科料若ハ沒收
トキハ其ノ金額又ハ物品ヲ滿洲國ニ引
渡スベシ但シ沒收物中價値ナキ者ハ之
ヲ廢棄シ引渡ニ不便ナル物ハ之ヲ公賣

シテ其ノ代價ヲ引渡スコトヲ得
ザルコトヲ得

第四條 囑託ニ因ル自由刑ノ執行ノ實施
ガ著シク不相當又ハ不便ナルトキハ之
ヲ有

提出、貴族院送付) 第一讀會

第五條 外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法
案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

日滿司法事務共助法案
日滿司法事務共助法 第一讀會

第一條 裁判所又ハ檢事局ハ滿洲國ノ法
院又ハ檢察廳ノ囑託ニ因リ民事及刑事
ニ關シ左ノ事項ニ付司法事務ノ共助ヲ
爲ス

前項ノ規定ニ依ル請求ヲ受ケタル判事
ハ其ノ處分ニ關シ豫審判事ト同一ノ權
ヲ有ス

一 訴訟書類ノ送達
二 證據調

三 犯罪ノ捜査
四 被疑者又ハ被告人ニ對スル勾引狀
ノ發付又ハ執行

五 逮捕狀ノ發付又ハ執行
六 刑事判決ノ執行

共助ハ所要ノ事務ヲ取扱フベキ地ヲ管
轄スル裁判所又ハ區裁判所檢事局ニ
於テ之ヲ爲ス

第二條 受託事項ノ實施ガ法律上許スベ
カラザルモノナルトキ又ハ公益ヲ害ス
ル虞アルトキハ之ヲ爲サザルコトヲ得
受託事項ノ實施ガ搜查、裁判又ハ刑ノ
執行ノ障礙ト爲ルベキ場合ニ於テハ障
碍ナキニ至ル迄之ヲ爲サザルコトヲ得

第七條 刑事判決ノ執行ハ司法大臣ヲ經
由シ判決書ノ謄本ヲ送付シテ囑託アリ
タルトキハ死刑及法律ノ認メザル刑ヲ
除キ之ガ共助ヲ爲スベシ。

前項ノ囑託ニ因ル執行ニ付テハ刑名同
ジキモノハ之ヲ同一ノ刑ト看做シ滿洲
國刑法ノ徒刑ハ之ヲ懲役ト看做ス

第八條 囑託ニ因ル受刑者ノ假出獄ニ關
シテハ帝國ノ法令ニ依ル

第九條 囑託ニ因リ罰金、科料若ハ沒收
トキハ其ノ金額又ハ物品ヲ滿洲國ニ引
渡スベシ但シ沒收物中價値ナキ者ハ之
ヲ廢棄シ引渡ニ不便ナル物ハ之ヲ公賣

シテ其ノ代價ヲ引渡スコトヲ得

第十條 受託官廳受託事項ニ付權限ヲ有

ヲ爲ザルコトヲ得

第五條 前三條ノ規定ニ依リ受託事項ノ
實施ヲ爲ザル場合ニ於テハ速ニ其ノ
旨ヲ囑託官廳ニ通知スベシ

第六條 檢事共助ヲ爲スニ付必要アルト
キハ押收、搜索、檢證、被疑者ニ對ス
ル勾引狀ノ發付、被疑者若ハ證人ノ訊
問又ハ鑑定ノ處分ヲ其ノ所屬區裁判所
ノ判事ニ請求スルコトヲ得

セザルトキハ受託ノ權限アル官廳ニ嘱託ヲ移送シタル上速ニ其ノ旨ヲ嘱託官廳ニ通知スベシ

第十一條 受託事項ハ帝國ノ法令ニ依リ之ヲ實施ス

第十二條 民事ニ關スル受託事項ノ實施ニ要スル費用ニシテ當事者ノ負擔ト爲ラザルモノハ之ヲ國庫ノ負擔トス

第十三條 裁判所又ハ檢察局ハ滿洲國ノ法院又ハ檢察廳ニ對シ第一條第一項ノ事項ノ嘱託ヲ爲スコトヲ得

第十四條 第一條第一項ノ事項ノ嘱託ハ裁判所又ハ檢察局ヨリ滿洲國ノ地方法院又ハ地方檢察廳ニ對シ直接之ヲ爲スコトヲ得但シ刑事判決ノ執行ノ嘱託ハ司法大臣ヲ經て之ヲ爲スベシ

第十五條 滿洲國ノ法院又ハ檢察廳ガ嘱託ニ因リ爲シタル行爲ハ帝國ノ法令ノ適用ニ關シテハ帝國ノ法令ニ依リ爲シタルモノト同一ノ效力ヲ有ス

第十六條 滿洲國ノ執行名義ニ依リテ強制執行ヲ爲スニハ裁判所ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第十七條 前條ノ認可ノ申立ハ債務者ノ普通裁判籍又ハ執行ノ目的タル財產ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十八條 前條ノ申立ニ對スル裁判ハ非訟事件手續法ニ依リ之ヲ爲ス

第十九條 執行認可ノ裁判ハ執行力アル債務名義ト同一ノ效力ヲ有ス

第二十條 第十八條ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス

第二十一條 前五條ノ規定ハ滿洲國法院ノ爲シタル強制執行ノ停止ヲ命ズル裁判ニ依リテ強制執行ノ停止ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條 第五百二十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條 第一條第一項ノ事項ノ嘱託ハ民事訴訟法第五百二十二條第二項ノ規定ハ同條第三項中「一週間内ニ」ヲ「其事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ」ニ改ム

第二十四條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第十九條 執行認可ノ裁判ハ執行力アル裁判ニ之ヲ準用ス

第二十條 第十八條ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 前五條ノ規定ハ滿洲國法院ノ爲シタル強制執行ノ停止ヲ命ズル裁判ニ依リテ強制執行ノ停止ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條 第五百二十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條 第一條第一項ノ事項ノ嘱託ハ民事訴訟法第五百二十二條第二項ノ規定ハ同條第三項中「一週間内ニ」ヲ「其事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ」ニ改ム

第二十四條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十六條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十七條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十八條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十九條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三十條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三十一條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三十二條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三十三條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三十四條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三十五條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三十六條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三十七條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三十八條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三十九條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第四十條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第四十一條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第四十二條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第四十三條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第四十四條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第四十五條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第四十六條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第四十七條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第四十八條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第四十九條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五十條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五十一條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五十二條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五十三條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五十四條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五十五條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五十六條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五十七條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五十八條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五十九條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第六十條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第六十一條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第六十二條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第六十三條 第二項ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

ノ定アルモノト雖モ其時效期間ハ之ヲ

十年ト裁判上ノ和解、調停其他確定

判決ト同一ノ效力ヲ有スルモノニ依リ

テ確定シタル權利ニ付キ亦同シ

前項ノ規定ハ確定ノ當時未タ辨済期ノ

到來セサル債權ニハ之ヲ適用セス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前ニ登記事由ノ生ジタル場合ニ

於テハ其ノ登記ノ期間ハ仍從前ノ例ニ依

ル
第一百七十四條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ

確定シタル權利ニ付テモ亦之ヲ適用ス但

シ本法施行前時效ノ完成シタルモノニ付

テハ此ノ限ニ在ラズ

民事訴訟法中改正法律案

民事訴訟法中左ノ通改正ス

第一百七十八條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加

フ
前項ノ場合ニ於テ裁判所ハ訴訟ノ遲滯

ヲ避クル爲必要アリト認ムルトキハ申

立ナキトキト雖公示送達ヲ爲スヘキコ

トヲ命スルコトヲ得

第一百八十條第一項但書中「第一百七十八條

第二項」ヲ「第一百七十八條第三項」ニ改ム
第二百三十六條第一項中但書ヲ削リ同項
ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
訴ノ取下ハ相手方カ本案ニ付準備書面
ヲ提出シ、準備手續ニ於テ申述ヲ爲シ
又ハ頭辯論ヲ爲シタル後ニ在リテハ

相手方ノ同意ヲ得ルニ非サレハ其ノ效
同條ニ左ノ二項ヲ加フ

力ヲ生セス

第三項但書ノ場合ニ於テ相手方カ期日

ニ出頭セサルトキハ口頭辯論又ハ準備

手續ノ調書ノ證本ヲ之ニ送達スルコト

ヲ要ス

訴ノ取下ノ書面ノ送達アリタル日ヨリ

三月内ニ相手方カ異議ヲ述ヘサルトキ

ハ訴ノ取下ニ同意シタルモノト看做ス

第三項但書ノ場合ニ於テ相手方カ期日

ニ出頭シタル場合ニ於テハ訴ノ取下ア

リタル日ヨリ三月内ニ相手方カ異議ヲ

サル場合ニ於テハ前項ノ證本ノ送達ア

因リ」及「申立アルモ」ヲ削ル

第七百五條中「第六百六十四條ノ規定ニ

從ヒ保證ヲ立ツ可キ求ヲ受クルモ之ヲ」

ヲ「第六百六十四條ノ規定ニ依ル保證ヲ」

ニ改ム

第七百五十一條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ執行ニ付テハ假差押ノ命令ヲ發

シタル裁判所ヲ以テ管轄執行裁判所ト

ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前ニ開始シタル強制執行ニ付テ

ハ仍從前ノ例ニ依ル

外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法中改正

法律案

外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法中左ノ通

條第二項第三項」ヲ「第二百三十六條第三

項乃至第五項」ニ改ム

第六百六十三條第二項中「第二百三十六

條第二項第三項」ヲ「第二百三十六條第三

項乃至第五項」ニ改ム

第六百四十三條第一項第五號中「其期限

竝ニ借貸ノ下ニ「及ヒ借貸ノ前拂又ハ敷

金ノ差入アルトキハ其額」ヲ加フ

第六百五十八條第三號中「其期限竝ニ借

貸」ノ下ニ「及ヒ借貸ノ前拂又ハ敷金ノ差

入アルトキハ其額」ヲ加フ

○政府委員久山知之君登壇

只今上程セラレ

マシタ日滿司法事務共助法案ニ付テ提案ノ

理由ヲ御説明申上げマス、御承知ノ如ク、我

申立ソルトキハ其」及第二項ヲ削ル

第六百六十六條第二項中「預ケタル保證

事裁判權ヲ撤廢致シタルデアリマス、隨テ

ル外ナインデアリマスガ、此法律ニ依ル共

助ノ範圍ハ訴訟書類ノ送達ト證據調ニ限ラ

レテ居リマスノデ、我國ト極メテ密接ナ特

殊關係ニアル滿洲國トノ間ノ司法事務ノ共

助ハ、是ダケデハ到底不十分タルヲ免レマ

セス、仍テ日滿兩國ノ特殊ナ關係ヲ考慮致

シ、實際上ノ必要ニ應ズル爲メ、兩國間ニ

於テハ司法事務共助ノ範圍ヲ擴張スル必要

ガアリマスノデ、本法案ヲ提出致シタルノデ

アリマス、尙ホ本案第六條ニ對シマシテハ、

貴族院ニ於テ修正ヲ加ヘラレタノデゴザイ

マスガ、原案ノ趣旨亦固ヨリ是ト異ルモノノデ

ハナイノデアリマスカラ、政府ハ其修正ニ同

意ヲ致シタルノデアリマス、何卒御審議ノ上御

協贊アランコトヲ希望致ス次第デアリマス

次ハ民法中改正法律案外二件ノ法律案ノ

提出ノ理由ヲ一括シテ御説明申上ゲマ

ス、是等ノ法律案ハ何レモ第七十議會ニ於

テ御協贊ヲ得マシタ司法法規整備、即チ現

行法規中ノ不備ヲ個別的ニ補充シ、實際ニ

適セザルモノヲ部分的ニ改正スル事業ノ一

部ヲ成スモノデアリマス

先づ民法中改正法律案デアリマス

ガ、其改正ノ要點ハ三ツゴザイマス、

其一つハ、民法法人ニ關スル登記期間ヲ延

長シタル點、其二ハ所在不明ノ相手方ニ對シ

テ爲サルベキ意思表示ノ方法ヲ新ニ設ケタ

點、其三ハ所謂短期消滅時效ノ定メアル權

利ノ中、判決、裁判上ノ和解等ニ依テ確

定致シマシクモノニ付テ、確定後ノ消滅時

效ノ期間ヲ十年ト云フコトニ改メタ點デア

リマス

次ニ民事訴訟法中改正法律案デアリマスルガ、改正ノ第一點ハ、裁判所ノ職權ヲ以テ公示送達ヲ爲シ得ベキ場合ヲ認メタコトデ、第二點ハ取下ノ手續ヲ簡便ニシタコトデアリマス、改正ノ第三點ト致シマシテハ、第三者ニ賃貸サレテ居ル不動産ノ競賣ニ付キ、賃料ノ前拂、敷金ノ差入ノ有無等ヲ取調べ、且ツ之ヲ公告スベキ事項ノ中ニ加ヘ、第四點ト致シマシテ、不動産競買ノ申出ヲ爲サントスル者ニハ、必ズ競買代金ノ一部ニ相當スル保證ヲ立テサセルコトニ致シマシタ、改正ノ第五點ハ、不動産假差押ニ付キ、管轄執行裁判所ヲ規定シ、解釋上ノ疑義ヲ掃致シタノデアリマス

次ニ外國裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法中改正法律案デアリマスガ、現行法ニ於キマシテハ、外國ノ裁判所ヨリ司法事務ノ共助ヲ求メラレマシタ場合ニ、我國ノ裁判所ガ之ニ應ジマスルニハ、其國ガ嘱託シタ事項ノ施行ノ爲ニ要スル費用ノ辯償ヲ保證シタル場合デアルコトヲ條件トスルノデアリマスガ、其後現行ノ條約中ニハ嘱託ヲ受ケタ國ニ於テ自ラ費用ヲ負擔シテ受託事項ヲ施行スルヤウニ定メタモノガ出來テ參リマシタノデ、此法律ヲ改正スル必要ヲ認メタノデアリマス、以上ノ理由ヲ以チマシテ、是等ノ三ツノ法律案ヲ提出致シタ次第デアリマスガ、此中共助ニ關スル法律案ハ、第七十議會ニ提出致シマシタモノト同一デアリマシテ、先回ハ衆議院ノ解散ノ爲ニ審議未

了トナッタモノデゴザイマス、何卒十分御審

議ノ上御協賛アランコトヲ御願致ス次第デ

○副議長(金光庸夫君)

質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス——三田村武夫君

(三田村武夫君登壇)

○三田村武夫君 私ハ只今議題トナッテ居

リマス日滿司法事務共助法案ニ付テ簡單ニ御尋致シマス、日滿關係ノ緊密化ト國際情勢ノ緊迫ニ伴ヒマシテ、犯罪ハ益、國際性ヲ

帶ビテ參テ居ルノデアリマス、隨テ此犯罪ノ防遏檢舉ニ當リマシテハ、相當ノ困難ヲ感ジテ來テ居ルノデアリマス、私ハ其意味カラ致シマシテ、日滿關係ノ司法事務ヲ圓滑ナラシムル爲ニ、本法案ノ提出サレマシタコトニ贊意ヲ表スル者デアリマスガ、更ニ私ハ此司法事務共助ノ規定ニ依リマシテ行ハレマス手續乃至處分ト云フモノハ、御承知ノ通り事件發生後ノ處理デアリマシテ、

日本ト満洲、更ニ今回ノ事變ニ占據致シマ

ト思フノデアリマス、ソレハドウ云フコトヲ意味スルカト申シマスト、今日日本ガ最

一丸トシタ大キナ防共陣營ノ強化が必要ダ

モ必要デアリマスガ、私ハ更ニ一步進ンデ

シタ北支、中南支、其地域ニ亘茲テモ、之ヲ

モ大キナ任務ト致シテ居リマス防共、其防共

政策ノ根幹ニナルモノハ、私ハ發生シタ事

件ヲ處理スル點ニアルノデハナイト思フノ

デアリマス、防共ハ即チ赤化ノ防止デアリ

マス、赤化ノ防止ハ事件發生ヲ防止シナケレバナラナイノデアリマシテ、發生シタ事

件ヲ處理スルコトガ適切デアル譯テハナイ

ノデアリマス、隨テ私ハ茲ニ政府ニ對シテ

御伺シタイコトハ、日本即チ内地、朝鮮、

臺灣、南洋、樺太、ソレニ満洲、北支、中

支モ加ヘマシテ、防共政策徹底ノ爲ニ一大

シカ具體化サレナイコト甚ダ遺憾ニ存ズ

ルノデアリマス、ト申シマスノハ、日獨防

共協定ノ成文ニ依リマシテモ、アノ防共政

策ヲ徹底セシメル爲ニハ、國際的ニ機關ヲ設ケルコトニナツテ居ルノデアリマスガ、ア

ジテ消極的ナ意味ニ取扱フベキ性質デハナ

イノデアリマス、寧ロ積極的ニ此對策ヲ考

ヘナケレバナラナイト思フノデアリマス、斯ウ云フモノヲ防遏スル見地カラ言ヒマシテモ、

私ハ統一アル機關ノ設置ト云フコトガ必要

ダト考ヘルノデアリマス、私ハ其意味ヲ強

シテハ、所謂國際諜者、即チ「スパイ」暗躍

ノ根源地ニナツテ居ルノデアリマス、斯ウ云

シテ、サウ云フ機關ノ設置、茲ニ有機的

ナ搜查連絡機關ノ設置ヲサレル御意思ガア

ルカナイカト云フ點ヲ御伺シタイノデアリ

マス、私ノ此案ニ對シテ御伺スル點ハ唯其

一点デアリマス(拍手)

(政府委員木村正義君登壇)

○政府委員(木村正義君) 只今三田村君カ

ラ我國ノ外交政策竝ニ東亞政策ノ根幹ノ一

ツハ防共政策デアル、斯ウ云フコトヲ根柢

トシテ御質問ニナリマシタガ、大體御質問

ノ趣旨ニ對シマシテハ政府モ同感ニ感ズル

次第デアリマス、先程ノ御質問ノ中ニ、日、

獨、伊ノ防共協定ガ既ニ成ツテ居ルガ、何等

見ルベキ機關ガナイ、斯ウ云フ御意見ガア

リマシタガ、御承知ノヤウニ日獨ノ間ニハ

防共委員會ト云フノガ伯林ニ設置サレマシテ、サウシテ我國カラモ委員ガ入ッテ、情報

ノ交換、防共政策ノ協議等ヲ致シテ居ルノ

デアリマス、相當ノ效果ヲ收メテ居ル次第
デアリマス、只今我國ノ内地、外地、並ニ
満洲、中南支、北支等ニ亘ツテ、所謂日満支
ヲ一體トシテ、防共、防諜ニ關スル一大機
關ヲ設置スル必要ガナイカト云フ御意見デ
アリマスガ、私ガ申ス迄モナク東洋治安ノ
維持、東洋平和ノ確立ト云フコトハ、我國
ノ重大使命デアリマス、隨テ此防諜、防共
ノ爲ニ萬全ノ策ヲ講ズルト云フコトハ、國
家トシテ當然爲サナクチヤナラヌ點デアリ
マズ、今日マデモ内地、外地、又満洲、支
那ニ亘リマシテ、相當此方面ニ力ヲ致シテ
居リマスルガ、今後此點ニ向テ全力ヲ傾注
致サナクチヤナラヌト思ヒマス、其實施ノ
方法等ニ付キマシテハ、十分今後研究ノ必
要ガアルト考ヘテ居リマス(拍手)

(政府委員久山知之君登壇)

○政府委員(久山知之君) 只今三田村君カ
ヲ防共ニ關スル御質問ガアッタノデアリマ
スルガ、司法省トシテハ決シテ消極的ニ取
締ツテ居ル譯デハナイノデアリマシテ、現ニ
哈爾賓、上海ニハ思想検事ヲ派遣致シマシ
テ、此共産主義ノ策動ニ對シテ、未然ニ之
ヲ彈壓すべく準備ヲ整ヘテ居リマス、尙ホ
北支、中支ノ方面ニ對シマシテモ、將來十
分考慮研究ヲ致シマシテ、適當ナル處置ヲ
講ジタイト考ヘテ居リマス、甚ダ簡単デア
リマスガ、之ヲ以テ御答ト致シマス(拍手)
○副議長(金光庸夫君) 是ニテ質疑ハ終了
致シマシタ、各案ノ審査ヲ付託スベキ委員
ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

第八 正法律案(支那事變ニ關スル臨時軍

事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)
(政府提出)

一括シテ、議長指名十八名ノ委員ニ付託サ
レントヲ望ミマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○服部崎市君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ
提出致シマス、即チ此際日程第八乃至第十
ノ三案ヲ繰上ゲ一括上程シ、其審議ヲ進メ
ラントヲ望ミマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔贊成〕ト呼フ者アリ

事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)

(政府提出)

第一讀會

第九 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府
及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ

一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特
別會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律案

收入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時
軍事費特別會計ニ於ケル租稅收入ノ
一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特
別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當
スル法律案(政府提出)

第一讀會

第十 昭和十三年度一般會計歲出ノ財
源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル
法律案(政府提出)

第一讀會

昭和十二年法律第八十四號中改正法律
案

第一讀會

昭和十二年法律第八十四號中左ノ通改正
案

第一讀會

昭和十二年法律第八十四號中右ノ通改正
案

第一讀會

關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺
太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ
一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特
別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當
スル法律案(支那事變ニ關スル臨時軍

事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)

(政府提出)

第一讀會

第一條 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督
府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入
ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特
別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當
スル法律案(支那事變ニ關スル臨時軍

事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)

(政府提出)

第一讀會

第一條 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督
府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入
ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特
別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當
スル法律案(支那事變ニ關スル臨時軍

事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)

(政府提出)

第一讀會

第一條 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督
府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入
ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特
別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當
スル法律案(支那事變ニ關スル臨時軍

事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)

(政府提出)

第一讀會

第一條 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督
府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入
ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特
別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當
スル法律案(支那事變ニ關スル臨時軍

事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)

(政府提出)

第一讀會

第一條 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督
府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入
ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特
別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當
スル法律案(支那事變ニ關スル臨時軍

事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)

(政府提出)

第一讀會

第一條 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督
府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入
ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特
別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當
スル法律案(支那事變ニ關スル臨時軍

事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)

(政府提出)

第一讀會

第一條 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督
府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入
ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特
別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當
スル法律案(支那事變ニ關スル臨時軍

事費支辨ノ爲公債發行ニ關斯ル件)

(政府提出)

第一讀會

第一條 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督
府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入
ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特
別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當
スル法律案(支那事變ニ關斯ル件)

(政府提出)

第一讀會

第一條 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督
府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入
ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特
別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當
スル法律案(支那事變ニ關斯ル件)

(政府提出)

第一讀會

第一條 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督
府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入
ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特
別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當
スル法律案(支那事變ニ關斯ル件)

(政府提出)

第一讀會

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和十二年法律第五十一號ハ之ヲ廢止ス

ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案

昭和十三年度一般會計歲出ノ財源ニ充

政府ハ昭和十三年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲他ノ法律ニ依リ起債シ得ル金

額ノ外七千三百十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル公債ヲ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前項ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(國務大臣賀屋興宣君登壇)

○國務大臣(賀屋興宣君) 只今議題トナリ

マシタ昭和十二年法律第八十四號中改正法律案外二件ノ法律案ニ付キ提出ノ理由ヲ説明致シマス

先づ昭和十二年法律第八十四號中改正法律案ニ付キ説明申上ゲマス、支那事變ニ關スル經費ニ付キマシテハ、第七十一回及ビ

第七十二回ノ各帝國議會ノ協賛ヲ經マシテ、其財源ニ充ツル爲ノ公債發行ヲ爲シ得ル法律ノ制定ヲ見タノデアリマスガ、事態ノ推移ニ伴ヒマシテ、更ニ臨時軍事費ヲ追加スルヲ必要トスルニ至タノデアリマス、然ル所其所要財源中四億三千三百十萬餘圓ニ付キマシテハ、一般會計及ビ各特別會計ヨリ

ノ繙入金、北支事件特別稅收入等ヲ以テ充

當シ、四十四億五千三百四十餘萬圓ニ付キ

コトト致シマスル爲メ、昭和十二年法律第

八十四號中ノ公債發行限度ヲ増額スル必要

ガアルノデアリマス、尙ホ本法律案ノ附則ニ

於テ、支那事變ニ關スル臨時軍事費特別會

計法ニ一箇條ヲ加ヘルコト致シマシタノ

ハ、臨時軍事費出納上ノ必要ニ應ジマシ

テ、機宜ノ措置ヲ講ジ得ルノ途ヲ開キ置ク

ヲ適當ト認メタルニ依ルモノデアリマス

次ニ關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及

樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ

一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別

會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律案ニ付キ

說明ヲ申上ゲマス、今回一般會計ニ於キマ

シテ、支那事變費ノ一部ニ充ツル爲メ、所

得稅、法人資本稅、砂糖消費稅、取引所稅

及ビ臨時利得稅ヲ增徵シ、利益配當稅、公

債及ビ社債利息稅、通行稅、入場稅、特別

入場稅及ビ物品稅ヲ創設スルコト致シマ

スルト共ニ、煙草ノ值上ヲ致シマシタノデ

スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス

○副議長(金光庸夫君) 各案ノ審査ヲ付託

斯ル經費ニ付キマシテハ、第七十一回及ビ

百四十餘萬圓ヨリ、增稅其他ノ普通歲入ヲ

以テ充當スベキ分三億一千三百四十餘萬圓

ヲ差引キマシタル殘額七千三百餘萬圓ニ付

キマシテハ、今日ノ場合之ヲ公債ニ依ルノ

外アリマセヌノデ、本法律案ヲ提出致シタ

次第デアリマス、尙ホ本法律案ハ前述ノ如

ク總豫算ニ伴フ歲入補填公債法案ガ目下御

審議中ナルニ顧ミ、別ノ法律案ト致シタ次

第デアリマス

以上三件ノ法律案ニ付キ何卒御審議ノ上

速ニ協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス

(拍手)

○副議長(金光庸夫君) 各案ノ審査ヲ付託

斯ル經費ニ付キマシテハ、第七十一回及ビ

第七十二回ノ各帝國議會ノ協賛ヲ經マシテ、

正法律案外七件委員ニ併セ付託サレンコト

ヲ望ミマス

(〔贊成〕ト呼フ者アリ)

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、明日四日

ハ定刻ヨリ本會議ヲ開キマス、議事日程ハ

公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散

會致シマス

午後五時二十一分散會

正誤
衆議院議事速記録第十九號中

正誤
衆議院議事速記錄第二十號中

頁 段 行 誤 正

四二〇 一 一六 大同土地株 式會社

四四三 四 三 營養 药業

四四五 一 三五 凌虐 陵虐

四五五 三 一八 用芝テ 生芝テ

四六二 一 二三 工答 工合

四六四 四 六 尸取 知取

同 七 尸取 知取

同 八 尸取 知取

同 九 尸取 知取

同 十 尸取 知取

同 十一 尸取 知取

同 十二 尸取 知取

同 十三 尸取 知取

同 十四 尸取 知取

同 十五 尸取 知取

同 十六 尸取 知取

同 十七 尸取 知取

同 十八 尸取 知取

同 十九 尸取 知取

同 二十 尸取 知取

同 二十一 尸取 知取

同 二十二 尸取 知取

同 二十三 尸取 知取

同 二十四 尸取 知取

同 二十五 尸取 知取

同 二十六 尸取 知取

同 二十七 尸取 知取

同 二十八 尸取 知取

同 二十九 尸取 知取

同 三十 尸取 知取

同 三十一 尸取 知取

同 三十二 尸取 知取

同 三十三 尸取 知取

同 三十四 尸取 知取

同 三十五 尸取 知取

同 三十六 尸取 知取

同 三十七 尸取 知取

同 三十八 尸取 知取

同 三十九 尸取 知取

同 四十 尸取 知取

同 四十一 尸取 知取

同 四十二 尸取 知取

同 四十三 尸取 知取

同 四十四 尸取 知取

同 四十五 尸取 知取

同 四十六 尸取 知取

同 四十七 尸取 知取

同 四十八 尸取 知取

同 四十九 尸取 知取

同 五十 尸取 知取

同 五十一 尸取 知取

同 五十二 尸取 知取

同 五十三 尸取 知取

同 五十四 尸取 知取

同 五十五 尸取 知取

同 五十六 尸取 知取

同 五十七 尸取 知取

同 五十八 尸取 知取

同 五十九 尸取 知取

同 六十 尸取 知取

同 六十一 尸取 知取

同 六十二 尸取 知取

同 六十三 尸取 知取

同 六十四 尸取 知取

同 六十五 尸取 知取

同 六十六 尸取 知取

同 六十七 尸取 知取

同 六十八 尸取 知取

同 六十九 尸取 知取

同 七十 尸取 知取

同 七十一 尸取 知取

同 七十二 尸取 知取

同 七十三 尸取 知取

同 七十四 尸取 知取

同 七十五 尸取 知取

同 七十六 尸取 知取

同 七十七 尸取 知取

同 七十八 尸取 知取

同 七十九 尸取 知取

同 八十 尸取 知取

同 八十一 尸取 知取

同 八十二 尸取 知取

同 八十三 尸取 知取

同 八十四 尸取 知取

同 八十五 尸取 知取

同 八十六 尸取 知取

同 八十七 尸取 知取

同 八十八 尸取 知取

同 八十九 尸取 知取

同 九十 尸取 知取

同 九十一 尸取 知取

同 九十二 尸取 知取

同 九十三 尸取 知取

同 九十四 尸取 知取

同 九十五 尸取 知取

同 九十六 尸取 知取

同 九十七 尸取 知取

同 九十八 尸取 知取

同 九十九 尸取 知取

同 一百 尸取 知取

同 一百零一 尸取 知取

同 一百零二 尸取 知取

同 一百零三 尸取 知取

同 一百零四 尸取 知取

同 一百零五 尸取 知取

同 一百零六 尸取 知取

同 一百零七 尸取 知取

同 一百零八 尸取 知取

同 一百零九 尸取 知取

同 一百一十 尸取 知取

同 一百一十一 尸取 知取

同 一百一十二 尸取 知取

同 一百一十三 尸取 知取

同 一百一十四 尸取 知取

同 一百一十五 尸取 知取

同 一百一十六 尸取 知取

同 一百一十七 尸取 知取

同 一百一十八 尸取 知取

同 一百一十九 尸取 知取

同 一百二十 尸取 知取

同 一百二十一 尸取 知取

同 一百二十二 尸取 知取

同 一百二十三 尸取 知取

同 一百二十四 尸取 知取

同 一百二十五 尸取 知取

同 一百二十六 尸取 知取

同 一百二十七 尸取 知取

同 一百二十八 尸取 知取

同 一百二十九 尸取 知取

同 一百三十 尸取 知取

同 一百三十一 尸取 知取

同 一百三十二 尸取 知取

同 一百三十三 尸取 知取

同 一百三十四 尸取 知取

同 一百三十五 尸取 知取

同 一百三十六 尸取 知取

同 一百三十七 尸取 知取

同 一百三十八 尸取 知取

同 一百三十九 尸取 知取

同 一百四十 尸取 知取

同 一百四十一 尸取 知取

同 一百四十二 尸取 知取

同 一百四十三 尸取 知取

同 一百四十四 尸取 知取

同 一百四十五 尸取 知取

同 一百四十六 尸取 知取

同 一百四十七 尸取 知取

同 一百四十八 尸取 知取

同 一百四十九 尸取 知取

同 一百五十 尸取 知取

同 一百五十一 尸取 知取

同 一百五十二 尸取 知取

同 一百五十三 尸取 知取

同 一百五十四 尸取 知取

同 一百五十五 尸取 知取

同 一百五十六 尸取 知取

同 一百五十七 尸取 知取

同 一百五十八 尸取 知取

同 一百五十九 尸取 知取

同 一百六十 尸取 知取

同 一百六十一 尸取 知取

同 一百六十二 尸取 知取

同 一百六十三 尸取 知取

同 一百六十四 尸取 知取

同 一百六十五 尸取 知取

同 一百六十六 尸取 知取

同 一百六十七 尸取 知取

同 一百六十八 尸取 知取

同 一百六十九 尸取 知取

同 一百七十 尸取 知取

同 一百七十一 尸取 知取

同 一百七十二 尸取 知取

同 一百七十三 尸取 知取

